

高知県社会貢献活動支援推進計画 評価報告書

平成19年12月

高知県社会貢献活動支援推進会議

高知県社会貢献活動支援推進計画評価報告書

10年間の社会貢献活動推進の取組みを振り返って	1
計画の概要	
(1) 計画の概要	6
(2) 計画における支援策の概要	7
社会貢献活動支援推進計画に関する評価の視点と方法	
(1) 評価の目的と方針等	8
目的	
評価方針	
評価の実施主体	
評価の対象	
(2) 評価方法	10
アンケート調査及びヒアリング調査の実施	
実施の概要	
県及びNPOセンターによる支援策の評価	
1 男女共同参画・NPO課の取組み	13
(1) 主要な取組みの経過	13
(2) 取組みの概要	15
NPOの育成	
協働に対する行政の意識改革	
(3) 男女共同参画・NPO課の評価(成果と課題)	22
NPOへの支援	
行政の意識改革	
2 県課室の取組み	24
(1) 県課室が果たしてきた役割の検証	24
社会貢献活動団体との関わりについて	
住民の自主性や自発性を引き出す形の取組みについて	
条例及び計画に基づく社会貢献活動の推進及び社会貢献活動団体との	
協働について	
課室の自己評価	
(2) 県課室の取組みの評価(成果と課題)	29
成果	
課題	

3	NPOセンターの取組み	3 1
(1)	NPOセンターの概要	3 1
	設置の目的	
	設置の経緯	
	運営体制	
	主な事業	
(2)	NPOセンターが行う事業（機能・役割）の検証	3 2
	NPO・市民活動の普及啓発	
	NPOの活動基盤強化	
	NPOのネットワーキング支援	
	他セクターとの連携、協働の推進	
(3)	NPOセンターの取組みの評価（成果と課題）	3 5
	各種のNPO支援策の成果	
	課題	
(4)	今後求められる役割	3 6
	事業の内容について	
	NPOセンター運営について	
	NPOセンターとして今後期待される機能	

評価結果の総括

(1)	各評価委員の意見	3 8
	上田健作委員	
	内田純一委員	
	内田洋子委員	
(2)	総括意見	4 1

資料編

資料 1	NPO支援策（平成 18 年度～平成 19 年度）
資料 2	県課室に対するアンケート結果
資料 3	事業者（企業）に対するアンケート結果
資料 4	県課室に対するヒアリング結果
資料 5	社会貢献活動団体に対するヒアリング結果
資料 6	高知県社会貢献活動支援推進会議検討議題一覧
資料 7	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド助成先一覧
資料 8	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド評価
資料 9	高知県NPOと行政との協働推進事業評価報告書ダイジェスト版
資料 10	NPOとのパートナーシップづくり事業（平成 18 年度）テーマ別一覧表
資料 11	高知県ボランティア・NPOセンター事業実施一覧

10年間の社会貢献活動推進の取組みを振り返って

高知県は、平成 11 年に「高知県社会貢献活動推進支援条例」を制定するとともに、その基本方向に沿って社会貢献活動に対する支援を推進するため、同年「高知県社会貢献活動支援推進計画」(以下「支援推進計画」という。)を策定しました。本計画は、平成 11 年度から平成 20 年度までの 10 力年計画ですが、平成 16 年度に中間評価に基づいて計画の一部見直しを行い現在に至っています。この間、高知県は、社会貢献活動を推進するために社会貢献活動団体を中心にさまざまな支援を行ってきました。本報告は、計画に基づく支援の取組みが高知県内の社会貢献活動の発展にどの程度貢献し地域社会づくりに貢献してきたのかを中心に、計画の到達点と課題を明らかにすることが目的です。

しかしあえて、評価に入る前に、今一度「社会貢献活動」の意義について振り返ってみましょう。なぜならば、「支援推進計画」が策定された 10 年前に比べると、この「社会貢献活動」という言葉のもつ意味ははるかに豊かになってきており、現時点における意味を明らかにしてからわれわれの取組みを評価するほうが実り大きいと考えるからです。

「社会貢献活動」の意義

(1)「社会貢献活動」とは

「高知県社会貢献活動推進支援条例」によれば『社会貢献活動』とは、営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、政治活動や宗教活動ではないもの」と定義されています。また、条例はその制定目的を、「県民の社会生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくりに寄与することを目的とする。」としています。

以上のことから、「営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動」を解釈すれば、次のような解釈ができるのではないのでしょうか。

「社会貢献活動」とは、われわれの社会生活の質を向上させ、豊かで安心して暮らすことができる**元気な(地域)社会づくりに寄与する**、人々の自発的で非営利の活動と言うことになるでしょう。それらの活動は、個人で行われる場合もあれば、集団的、組織的に行われる場合もあるでしょう。個人のボランティア活動への参加はその典型ですし、公益的な寄付行為もその典型でしょう。まだまだ思いもよらないような個人による社会貢献活動があるかもしれません。

また近年注目されている N P O の活動は集団的、組織的に行われる「社会貢献活動」のひとつになります。しかし、集団的、組織的に行われる「社会貢献活動」はそれだけではありません。企業が行う社会貢献活動もそうですし、昔から大きな役割を果たしてきた自治会や部落会の活動、青年団、婦人会、老人会の活動も「社会貢献活動」です。残念ながら、近年では、自治会等の活動は元気がなくなってきたと言われていています(特に都市部ではその傾向が顕著であるとする研究結果が数多く出されています)。

「社会貢献活動」とは、誤解を恐れずにわかりやすく定義するならば、次のようになるでしょう。

人々（住民）が、自分たちの社会を「豊かで安心して暮らすことができる元気な社会または地域社会」にするために自発的（自主的）に行う活動

（２）社会貢献活動の推進がなぜ必要か

ではなぜ「社会貢献活動」を今推進する必要があるのでしょうか。

われわれは、今、少子高齢化やグローバル化などといったこれまでに経験したことのない社会環境の変化に直面しています。たとえば、高知県の人口は、現在の傾向がこのまま推移すれば、2030年には60万人台になると推計されています。しかも、単に人口が減少するだけではなく、年齢構成が大きく変化（さらに高齢化）するのです。われわれは、このような社会環境の中で「豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくり」をする経験を有してはいません。もちろんノウハウもないわけです。

ではどうすればよいのか。地域に暮らす人々（住民）が皆で協働して地域課題に気づき、知恵を出し合いながら解決策を創り、そして皆で解決に向けた取組みを実践していくしかないのです。無論、これらの取組みに参加しなければならないのは住民だけではありません。行政も住民と一緒に考えて、行動しなければなりません。さらに、地域の一員として企業も参加する必要があるでしょう。

このように、地域を担うさまざまな人や組織が、皆で協働して地域づくりをする活動のことを、「新たな公共」活動といい、そうした活動を行う空間を「新たな公共」の空間といいます。無論、行政がもっぱら担うべき公共の領域もありますが、今日あるさまざまな地域課題を解決するにはこの「新たな公共」の領域の充実が最も重要だと考えられています。

「社会貢献活動の推進」と言うと、財政難を背景に行政がその責任を住民に転嫁するものだという見方がありますが、それは誤った見方です。もちろん、「社会貢献活動の推進」を行政サービス縮小のための単なる手段にすることはもってのほかだと言わなければなりません。しかし、行政だけに任せて何とかなる社会状況ではなくなったのは事実ですし、何でも行政に「お任せ」できるほど財源も潤沢でなくなったのも事実です。自発的（自主的）に地域社会づくりに参加する住民を増やし、多くの住民と行政が協働して地域課題解決に挑むことがこれからの地域社会発展にとって必須課題となったのです。言い換えるならば、地方自治本来のあり方に立ち戻ることが、今、求められていると言えるでしょう。

われわれは、「社会貢献活動」を「人々（住民）が、自分たちの社会を『豊かで安心して暮らすことができる元気な社会または地域社会』にするために自発的（自主的）に行う活動」と定義しました。ですから、「社会貢献活動の推進」とは、自発的に地域社会づくりの担い手となる人々を増やすことであり、そうした人々の輪を拡げることを通じて「新たな公共」の空間と活動を創出することなのです。

(3) 社会貢献活動の推進は地域社会に何をもたらすか

さて、社会貢献活動を推進すると地域社会は何を手に入れることができるのでしょうか。

「豊かで安心して暮らすことができる地域社会」を実現することができる。もちろんそうなのですが、ではなぜそれが実現できるのでしょうか。

実は、「支援推進計画」を策定した時点では、このところがはっきりしていなかったのです。この10年間、同じような取り組みが日本の各地で進められ、研究も進みました。その結果、次のようなことが明らかになってきました。

事業活動にしる、地域づくりにしる、もとで(資本)が必要です。従来、このもとでは、物的資本(物・金)と人的資本で構成されるとされてきました。しかし、最近では、この二つに加えてソーシャル・キャピタル(社会関係資本)が加えられるようになりました。

ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)とは、『『社会的な繋がり(ネットワーク)とそこから生まれる規範・信頼』であり、共通目的に向かって効果的に協調行動へと導く社会組織の特徴』(内閣府国民生活局『ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』平成15年、1頁)とされ、ソフトな資本を意味します。つまり、諸個人間の信頼 特に見知らぬものに対する信頼や規範 特に互酬性の規範、そしてそれを生み出す社会的な繋がりを総称しているわけです。社会的繋がりには、社会における個人と個人の間関係、組織内における人間関係、組織間と組織の関係が含まれます。要は、ソーシャル・キャピタルが豊富に蓄積されている社会は、その物的資源や人的資源をよりよく活かすことができ、よりよい社会を効率的に築くことができるわけです。

地域づくりの視点から、ソーシャル・キャピタルを言い換えると、次のようになります。「住民間、組織間のネットワーク、ネットワークにおける信頼関係と互酬性の規範の共有といった社会関係を意味する。(北海道知事政策部『ソーシャル・キャピタルの醸成と地域力の向上 信頼の絆で支える北海道』平成18年、8頁)」そして、「ソーシャル・キャピタルが豊かな地域では、市民意識が高いので政策効果が高くなる、他者に対する信頼と互酬性の規範が浸透しているため犯罪が少ない、豊かなネットワークが経済発展の機会を増やして失業率を減らす、など、政治、社会、経済へのよい影響を与える」(同上、9頁)、つまり地域力が高くなるとみなされるようになってきました。

このソーシャル・キャピタルの豊かさを測定する際に、ボランティア活動やNPO活動、そしてその他の市民活動への住民の参加率が重要な指標のひとつとして使われています。様々な調査によれば、これらの活動に参加している人々は、他者に対する信頼や互酬性の規範が強いという傾向が見られます。また、より多くの人たちがこれらの活動に参加する地域では、犯罪率や失業率などの社会指標が良い傾向を示しています。さらに、ボランティア活動、NPO活動などの市民活動が盛んな地域ではソーシャル・キャピタルがより豊かに形成され傾向にあり、ソーシャル・キャピタルが豊かな地域では市民活動がより活発になると言う相乗効果も指摘されています。

以上のように、社会貢献活動の推進は、地域におけるソーシャル・キャピタルの蓄積

を促進し、地域力を向上させると目されているのです。社会貢献活動の推進によって地域社会は、ソーシャル・キャピタルとそこから生まれる地域力を手に入れることができるのです。社会貢献活動の推進が、自発的に地域社会づくりに参加する人とその輪を広げるといふことの真の意味は、実は、このソーシャル・キャピタルを地域において創出し蓄積するということの意味していたわけです。当然、「支援推進計画」の下で行われる諸事業に支出されるお金（公的資金や寄付金）は、ソーシャル・キャピタルへの投資ということになります。

ソーシャル・キャピタルのタイプ

結合型と橋渡し型の二つのタイプがある。

結合型：組織内部における人と人との同質な結びつき。強固な信頼・協力・結束を生み出す。イノベーションには弱いが実行力がある。異質なものを排除すると言うマイナスの効果を生むこともある。地縁組織や企業に典型的。

橋渡し型：異なる組織間における異質な人や組織を結びつけるネットワーク。そこでの人のつながりは弱く、より薄い、横断的で、イノベーションのきっかけを生み出す。ボランティアにおける繋がりやNPO同士の繋がりが典型。

これらの投資を通じて社会貢献活動が推進されれば、最終的に、ソーシャル・キャピタル豊かに形成されて、地域で暮らす人や組織の間に皆が協働して地域づくりを進めるという気風（気運）を大きく醸成する、と同時に「新たな公共」活動とその担い手を広げていくこととなります。この担い手と活動の広がり、わが県の地域課題解決の礎となり、わが県が豊かな地域になっていく力の源となるのではないのでしょうか。

（４）「支援推進」策の更なる必要性

これまで、われわれは、「地域開発」といえば、それは経済の問題、産業の問題だと狭く捉えがちだったのではないのでしょうか。もちろん、「社会貢献活動」という言葉自体が、ボランティアやNPO活動や寄付活動など市民社会形成・発展に係わる言葉ですから、もともと「地域開発」とは別の世界のものとして理解されてきたのは当然だと思います。

しかし、「社会貢献活動」がソーシャル・キャピタルを蓄積する活動だとしたら、事態は全く違って見えてくるはず。「地域開発」には物的資本と人的資本が不可欠です。しかし、「地域開発」が実現し効果を挙げるには、それらの物的資源や人的資源がうまく活かされる基盤がなければなりません。その基盤こそが、ソーシャル・キャピタルとそれが生み出す地域力だといふわけですから、これらからの「地域開発」はソーシャル・キャピタルの蓄積による「地域力開発」をベースにおかなければならなくなるのではな

いでしょうか。たとえば、産業振興政策が、うまく行く場合も、いかない場合もあるでしょうが、成功・失敗の原因を、イノベーションを起こすソーシャル・キャピタルがどうだったのかという視点から考えてみると展望がより開けるのではないのでしょうか。

ただし、いかにソーシャル・キャピタルが蓄積されても、活用すべき物的・人的資本が「枯渇」したのでは地域社会づくりは不可能です。地方におけるこれら資源の「枯渇状態」は、別の政治課題であることを付言しておきたいと思います。

「社会貢献活動の推進」が、地域社会づくりだけでなく「地域開発」にとっても非常に重要な政策課題であることをご理解いただき、高知県行政全般に「高知県社会貢献活動推進支援条例」の趣旨が深く根付くことを期待して取組みの評価に移りたいと思います。

高知県社会貢献活動支援推進会議会長 上田健作

高知県社会貢献活動支援推進計画の概要

(1) 計画の概要

この計画は、「高知県社会貢献活動推進支援条例」第9条に基づき、社会貢献活動に対する支援に関する総合的かつ具体的な計画として平成10年度に策定されたもので、平成11年度から平成20年度までの10年間の計画期間としている。

計画は、前期計画（平成11年度から平成15年度）と後期計画（平成16年度から平成20年度）に分かれており、後期計画の概要は下記のとおりである。

計画の趣旨・目的

多種多様な住民ニーズに対応できる力を持った、新たな地域社会づくりの担い手として期待される社会貢献活動団体が、地域においてその力を発揮できるよう、社会貢献活動団体が抱える課題等の解決に向け、県が中心となって支援策を展開する。

計画のテーマ

パートナーシップでつくろう 21世紀の高知県

- 民間と行政の協働による新しい地域社会づくり -

計画の基本方針

- ・ 県民、事業者の社会貢献活動の促進
- ・ 社会貢献活動の県民の理解の促進
- ・ 人づくりの推進
- ・ 団体の育成及び活動の充実、拡大
- ・ 団体相互の交流、連携の推進
- ・ パートナーシップによる新しい地域社会づくりの推進

支援策（県の役割）

基本方針に基づき、下記の5項目を柱とした社会貢献活動に対する支援を行う。

活動基盤の整備・充実

財政基盤の整備

人づくりの推進

広報学習機会の提供

交流及び連携の推進

県の推進体制

計画を着実に推進するための推進体制を下記のとおりとする。

- ・ 総合窓口：男女共同参画・NPO課
- ・ 個別活動に関する窓口：各活動分野に関する担当課室

市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の役割

それぞれの立場から社会貢献活動の推進に関わる。

(2) 計画における支援策の概要

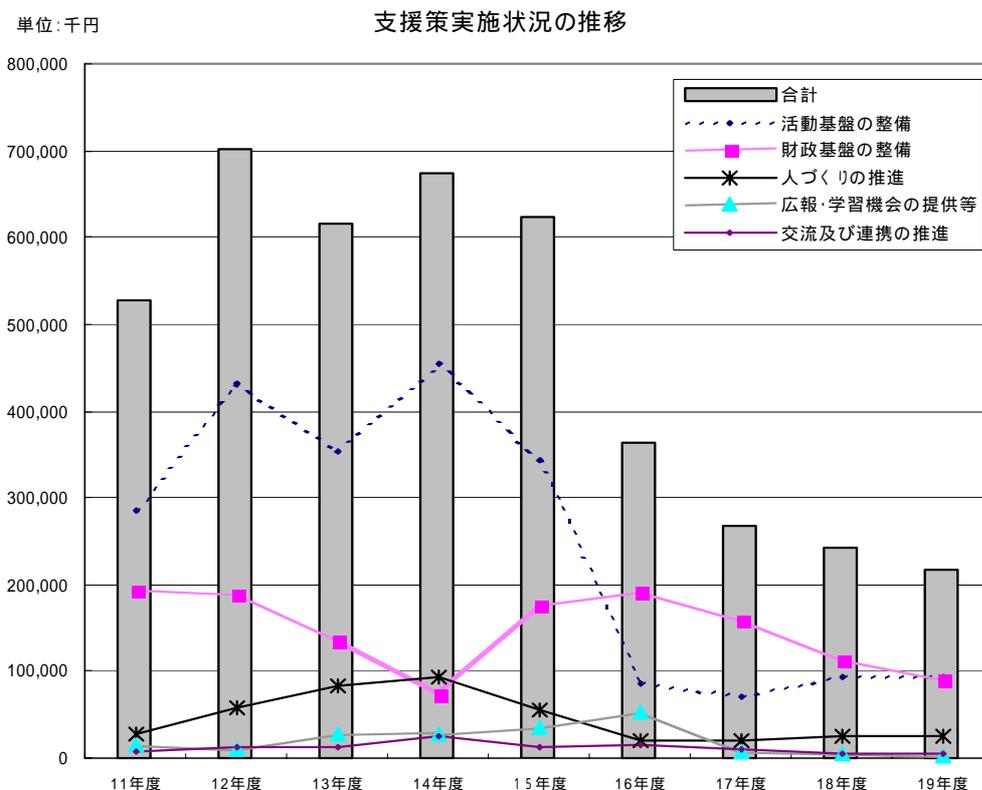
支援策に基づく平成11年度から平成19年度(計画)までの県課室の具体的な支援事業の状況は次のとおりである。

平成11年度～19年度の支援事業(実績額)の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
合計	527,769	701,371	615,649	672,879	624,480	363,996	267,859	241,776	216,359
活動基盤の整備	284,404	430,679	354,127	453,850	343,983	84,912	69,724	93,829	93,850
財政基盤の整備	194,205	188,085	136,801	73,848	177,503	191,555	159,005	112,701	89,678
人づくりの推進	26,508	58,364	83,247	93,470	55,006	19,606	21,396	25,291	25,471
広報・学習機会の提供等	14,737	11,218	28,985	27,119	34,220	53,136	7,532	4,696	1,500
交流及び連携の推進	7,915	13,025	12,489	24,592	13,768	14,787	10,202	5,259	5,860

単位：千円

19年度は予算額



社会貢献活動支援推進計画に関する評価の視点と方法

(1) 評価の目的と方針等

目的

本計画に基づく社会貢献活動に対する支援が県内の社会貢献活動の発展にどのように貢献してきたのかを中心に、計画の推進状況やそれに伴う課題を総括的に明らかにするために実施する。本計画の計画期間が平成 20 年度までとなっていることから、平成 21 年度以降の新たな計画における基本方針策定のための指針としても活用する。

評価方針

計画の前期の 5 年間（平成 11 年度から平成 15 年度）に関しては、後期計画策定の際に既に評価を行っているが、今回の評価は、この 10 年間の総括として行うため、重複する部分はあるが、計画の全期間を対象として実施する。

評価の実施主体

本計画に基づく社会貢献活動に対する支援策等についての調査・検討を行う機関として、「高知県社会貢献活動支援推進会議」を設置しており、評価は、この支援策の調査・検討等の一環と位置づけて行う。

第 6 章

第 1 節 社会貢献活動支援推進会議における支援策の検討等

社会貢献活動の支援に関して、広く活動団体及び県民から意見や提案をいただきながら、NPO 関係者、学識経験者、県民、事業者、行政で構成する社会貢献活動支援推進会議で、支援策等の調査・検討等を行い、必要かつ適切な支援策を推進します。

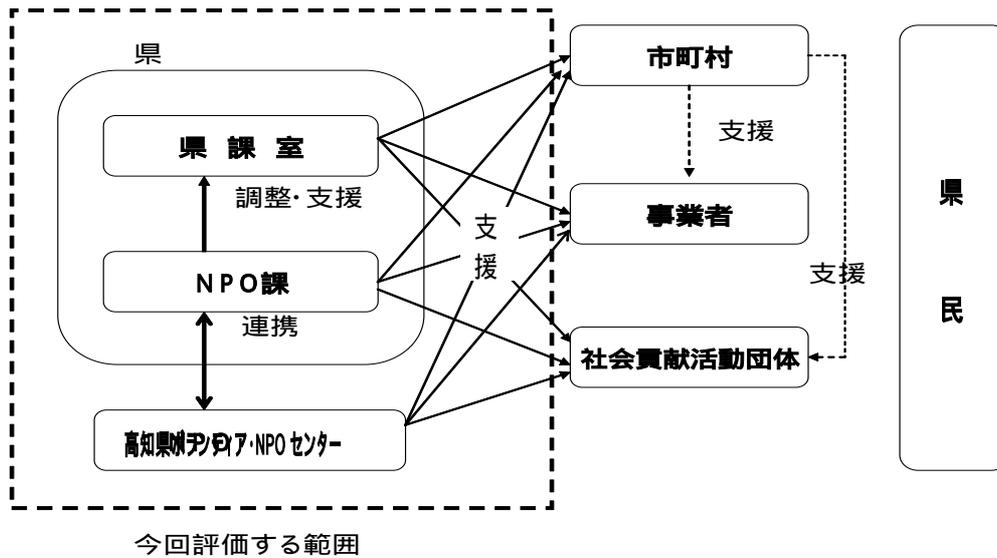
従って、評価の実施主体は「高知県社会貢献活動支援推進会議」とする。

なお、具体的な評価作業を行うため、上記推進会議の小委員会として「社会貢献活動支援推進計画評価委員会」を設置する。

社会貢献活動支援推進計画評価委員会		
氏名	所属団体名	備考
上田 健作	高知大学人文学部教授	委員長
内田 純一	高知大学教育学部教授	委員
内田 洋子	くらしを見つめる会代表	委員

評価の対象

この計画における取組みの主体は、県のほか市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体となっているが、今回の評価は、高知県（計画を所管する男女共同参画・NPO 課と各課室）及び高知県ボランティア・NPO センターにおける取組みに限定する。



評価の対象を限定する理由は以下のとおりである。

本計画は、「高知県社会貢献活動推進支援条例」の基本理念(第3条)に沿って策定されており、推進支援の活動を行うのは県行政だけではない。本来ならば条例の定める全ての担い手について、この10年間の活動の到達点と課題を明らかにすべきところではあるが、評価の実施主体である高知県社会貢献活動支援推進会議において、そのための体制を整えることが困難であるため、県及びそれと連携して推進支援を行う高知県ボランティア・NPOセンターの取組みに限定する次第である。高知県ボランティア・NPOセンターは、この計画の下で、社会福祉法人高知県社会福祉協議会に設置された「高知県社会貢献活動拠点センター」であり、社会貢献活動の支援において極めて大きな役割を担っているため、あえて評価の対象に加えた。

(基本理念)

第3条 社会貢献活動に対する支援は、次に掲げる基本的な方向により、県、市町村、事業者及び県民が、それぞれの能力に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に推進することにより行われなければならない。

- 一 社会貢献活動団体の自主的な社会貢献活動を尊重し、促進する支援であること。
- 二 社会貢献活動団体が自立し、地域社会の主体となるような支援であること。
- 三 県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体のパートナーシップの醸成につながる支援であること。

評価の視点

・男女共同参画・NPO課

県におけるNPOの総合窓口としての役割、各支援策が果たした役割及び今後求められる機能や役割について

・県課室

各課室の支援策が果たした役割、各課室の目的や職員の意識に条例や計画の趣旨の浸透度及び今後求められる機能や役割について

・高知県ボランティア・NPOセンター（以下「NPOセンター」という。）

NPOセンターが行う事業、NPOセンターの役割や機能及び今後求められる機能や役割について

(2) 評価方法

アンケート調査及びヒアリング調査の実施

評価を行うに当たっては、男女共同参画・NPO課及びNPOセンターの実績を検証するとともに、県が行う社会貢献活動団体に対する様々な支援の有効性、県の仕事の進め方や姿勢の変化、計画の趣旨等がどの程度浸透しているかなどについて、アンケート調査とヒアリング調査を実施することとした。

アンケート調査は、県課室及び県内の事業者（企業）を対象に全体的な傾向を把握するために実施し、ヒアリング調査は、県課室及び社会貢献活動団体を対象に個別の項目について具体的な状況を把握するために実施した。

実施の概要

・県課室に対するアンケート

【概要】

1 調査目的

各課室が社会貢献活動団体を対象に実施している支援策及び課室業務として実施している様々な取組みを把握する。

「支援策」・・・男女共同参画・NPO課が取りまとめた平成18年度及び平成19年度の「NPO支援策」(【資料1】のとおり)

「課室業務」・・・上記支援策以外で各課室が実施している業務

2 調査方法

メールによる調査票(Excelファイル)への入力

3 調査期間

平成19年6月21日から7月5日

4 対象課室

庁内 115 課室

5 回答課室

110 課室(回答率は95.7%)

6 集計結果

【資料2】のとおり

・事業者（企業）に対するアンケート

【概要】

1 調査目的

県内の企業における社会貢献活動の広がりとその実態について把握するために実施する。

2 調査方法

高知県経営者協会の協力により、調査対象企業にアンケート用紙を送付し、FAXで回答を求める方式により実施。

3 調査期間

平成 19 年 6 月 11 日～20 日

4 調査対象企業

高知県経営者協会の会員企業 280 社

5 回答企業数及び回答率

回答企業 40 社（回答率 14.3%）

6 集計結果

【資料 3】のとおり

・県課室に対するヒアリング

【概要】

1 調査目的

各課室が業務を行ううえで、条例や計画の趣旨をどの程度取り入れているかなど、条例や計画と各課室の業務との関係を具体的に把握するために実施する。

2 対象課室

庁内全課室を対象に実施した「社会貢献活動団体の活動支援に関するアンケート調査」において、「条例や計画の趣旨を課室の業務に取り入れている」と答えた課室の中から事業内容等により選定。

対象課室：海岸課、木の文化推進室、県民生活課、国際交流課、雇用労働政策課、循環型社会推進課、生涯学習課、生活安全企画課、地域づくり支援課、地産地消課、道路課 計 11 課室

3 実施日

平成 19 年 8 月 9 日

4 調査者

評価委員 3 名（上田健作委員、内田純一委員、内田洋子委員）

5 調査項目

条例や計画の趣旨を課室の業務の中でどう捉えて、具体化しているか（課室の業務及び個々の事業）

条例や計画の趣旨を踏まえて業務を行う中で、市町村とのかかわりはどうなっているか。

条例や計画の趣旨を踏まえて業務を推進した結果、仕事の進め方等に
変化はあったか。

6 調査結果

【資料4】のとおり

・社会貢献活動団体に対するヒアリング

【概要】

1 ヒアリング調査の目的・概要

社会貢献活動団体の状況について把握するために実施するもので、特に
地縁組織を巻き込んで地域の活性化に寄与している団体について、活動成
果や県（地域支援企画員）とのかかわりなどについて調査を実施する。

2 調査対象団体

特定非営利活動法人 とかの元気村（高岡郡佐川町）

中川をよくする会（高知市土佐山）

3 実施日

平成19年8月28日

4 調査者

評価委員 2名（上田健作委員、内田洋子委員）

5 調査項目

団体の概要（設立経緯、背景等）

活動目的、活動内容

活動成果（地域の活性化の内容等）

地域支援企画員とのかかわり

6 調査結果

【資料5】のとおり

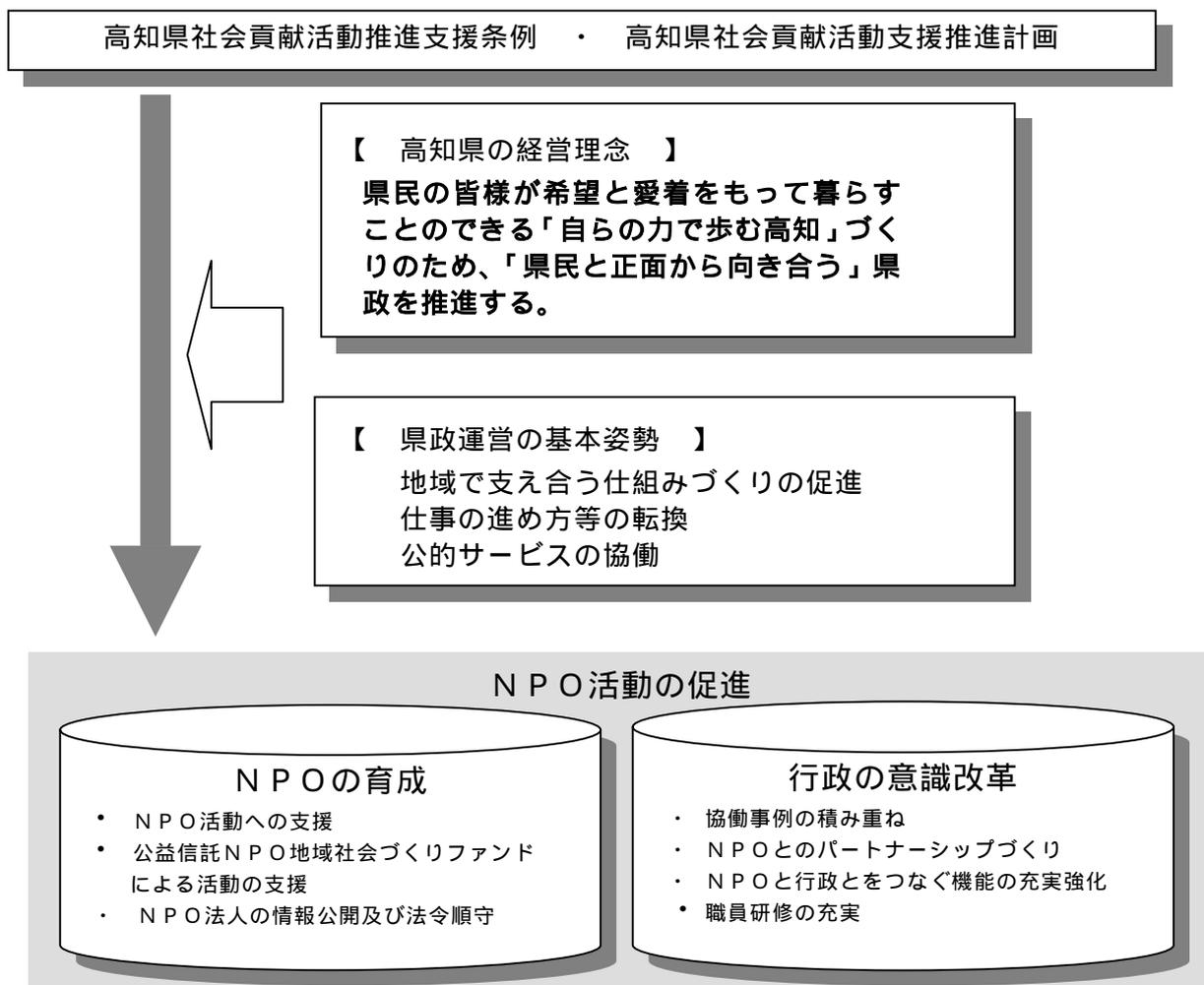
県及びNPOセンターによる支援策の評価

1 男女共同参画・NPO課の取組み

県では、県民の方々との協働を、今後の県政運営における重要な課題として位置づけ積極的に推進することとしている。

男女共同参画・NPO課の施策は、高知県社会貢献活動支援推進計画に基づき、NPO活動の促進に向けた「NPOの育成」と「行政の意識改革」の二つの柱からなり、その取組みは県政運営の基本姿勢に沿って展開されているものである。

ここでは、男女共同参画・NPO課のこれまでの取組みの成果と課題を検証する。



(1) 主要な取組みの経過

NPOの育成支援

NPO活動の促進のため、平成11年度から拠点センターへの支援や公益信託のうちNPO地域社会づくりファンドへの出えん等を通じて、社会貢献活動団体の組織基盤の強化と活動を行いやすい環境づくりを図っている。

NPOと行政との協働の推進

県民の方々の自主的・自発的な活動が広がり、様々な分野でNPOによる新しい地域社会づくりへの取組みが行われ始めたことを背景に、平成16年度から、NPOと

行政との協働を推進する事業を展開している。また、「協働の手引書」の発行や、庁内ワーキングチームの設置、NPOセンターへの男女共同参画・NPO課駐在職員の配置など、NPOと行政との連携を強化するための様々な取組みを展開している。

行政職員の理解促進に向けた研修機会の提供

行政職員の社会貢献活動に対する行政職員の理解促進のため、平成13年度から県職員を対象とした県内外での様々な研修を実施している。

高知県社会貢献活動支援推進会議における支援策の検討

高知県社会貢献活動支援推進会議は、平成11年7月から設置された。平成13年10月に高知県社会貢献活動支援推進計画に基づく設置要綱を制定し、知事の諮問機関として位置づけている。同会議では、県における必要かつ適切な支援策やNPOと行政との連携・協働についての指針の検討、計画の見直し等を行ってきた。(検討過程は【資料6】のとおり)

構成員：NPO関係者、学識経験者、県民、事業者、行政

10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・12月「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行 ・3月 高知県社会貢献活動支援推進計画策定(平成11年度～平成20年度)
11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月「高知県社会貢献活動推進支援条例」施行 ・「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド」設立許可(受託者：四国銀行) ・10月 高知県NPOセンター設立
12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO活動に関するアンケート調査の実施(県民の声ネットワークメンバー180名)
13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOへの県職員の1年間の派遣研修開始(平成18年度まで) ・NPOとの協働に関する県職員研修を開催 ・10月「高知県社会貢献活動支援推進会議」設置
15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月「高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」施行 ・高知県社会貢献活動支援推進計画の見直し ・NPO・ボランティアに関する実態調査(高知大学との共同研究) ・3月「高知県社会貢献活動支援推進計画(後期計画)」策定
16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOと行政との協働推進事業開始 ・NPOと行政との協働推進ワーキングチームの設置 ・特定非営利活動法人に関する情報公開書類公開等規約の制定
17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の手引書発行
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOセンターに駐在職員を配置 ・NPOとのパートナーシップづくり事業開始
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOへの短期派遣研修の開始 ・高知県社会貢献活動支援推進計画の評価の実施 ・庁内に協働サポーターを設置

(2) 取組みの概要

男女共同参画・NPO課が取り組んできた「NPOの育成」及び「協働に対する行政の意識改革」の概要は以下のとおりである。

NPOの育成

NPO活動への支援

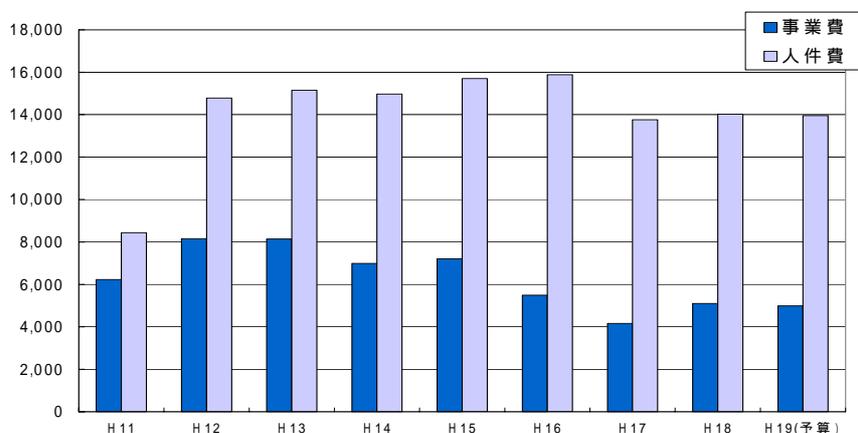
(高知県社会貢献活動拠点センター運営費の補助)

NPOセンターは、高知県社会福祉協議会が平成11年10月に開設。主にNPO支援事業とボランティア活動推進事業を実施している。

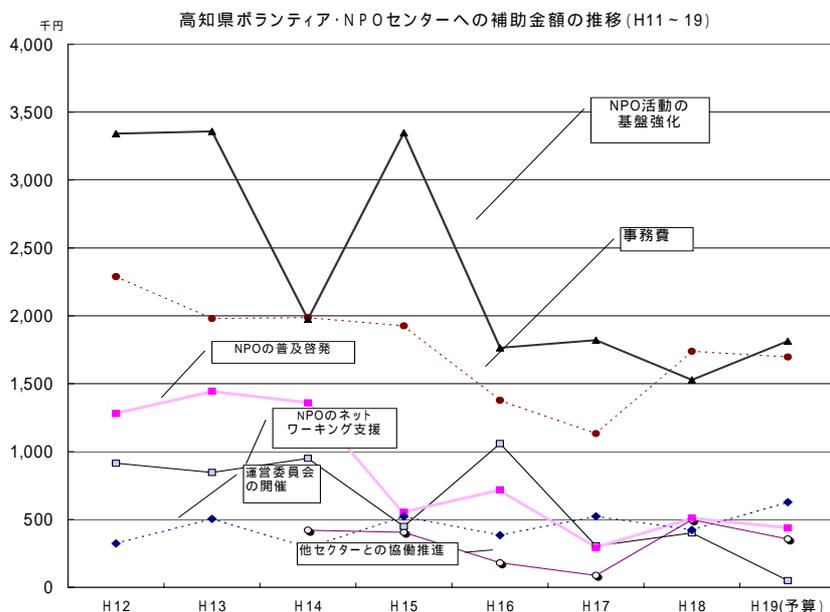
男女共同参画・NPO課では、同センターに対し、拠点センターとしての支援機能の充実を目的とした補助金を平成11年度から交付している。

NPOセンターの事業については、「3 NPOセンターの取組み」に記載

高知県ボランティア・NPOセンターへの補助金額の推移
(H11～19)



- 補助の対象
- ・人件費
 - ・NPO支援事業
 - (1) NPOの普及啓発
 - (2) NPOの活動基盤強化
 - (3) 地域ネットワークキング支援
 - (4) 他セクターとの協働の推進



(高知県西部NPO支援ネットワークへの活動事業費補助)

特定非営利活動法人高知県西部NPO支援ネットワーク(以下「西部ネットワーク」という。)は、県西部のNPOを支援する中間支援組織として平成16年3月設立。

構成団体(NPO法人砂浜美術館、NPO法人黒潮実感センター、社団法人四万十

楽舎など)の活動は全国的にも認知度が高く、注目されている。

平成16年度から18年度までの3年間、西部地域の社会貢献活動団体や県民等の社会貢献活動の促進を図るため、西部ネットワークが行う広域的なNPO活動への支援に対し、県と周辺11市町村が事業費を補助した。

西部ネットワークの事業を通じて、住民、行政、NPOによる学習会等が活発に開催され、団体の認知度が高まるとともに、NPO法人やピッピネット登録団体数の増加につながっている。また、補助事業終了後も、学習交流の場が継続的に開催されている。

- ・平成18年度の会員数(個人、団体)35
- ・四万十町以西の任意団体及びNPO法人の数
- ・ピッピネット登録団体数 平成15年11月43団体 平成19年10月61団体
NPO法人数 平成15年11月12法人 平成19年10月 現在29法人(四万十町以西)

年度別補助金の実績額 (千円)

平成16年度	平成17年度	平成18年度
2,365	2,000	1,500

1/2補助

補助の対象 (1) 地域の学習交流会 (2) 情報誌の発行 (3) ホームページの運営 (4) 相談

公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドによる活動への助成

(公益信託による基金の創設)

高知県内のNPOの自主的な活動を資金面で支援するため、平成11年度に「こうちNPO地域社会づくりファンド」を創設し、県との信託契約により四国銀行が運営している。

当初信託財産は3千万円。平成20年度まで毎年500万円を四国銀行に出えんしている。平成18年度から(財)民間都市開発推進機構の寄付金によるハード整備への助成コースも新設した。

- ・助成件数：平成11～18年度のべ122団体(ハード整備含む)(助成団体一覧は【資料7】のとおり)
- ・県の出えん状況 平成18年度末 出えん金合計 63,612千円
- ・平成18年度末公益信託残高 21,596千円(ハード整備分を除く)

(基金の評価)

平成11～15年度の助成団体に対し、平成16年度男女共同参画・NPO課がアンケート調査を実施した結果、NPOの基盤強化や活動の継続、さらには社会貢献活動による地域社会づくりに基金が着実な効果を上げていることがうかがえる。(基金の評価は【資料8】のとおり)

(NPOへのアンケート結果)

実施された事業に対する自己評価結果

- ・全ての団体が計画どおり事業を実施した。
- ・実施事業の目的は、96%の団体で十分達成されている。
- ・ファンドの助成後も85%の団体は、同様の事業を継続している。

数値面での効果（ファンドの助成前と助成後の比較）

- ・会員数が41%の団体で20%以上増加。
- ・寄付金が43%の団体で20%以上増加。
- ・従事者の数が50%の団体で20%以上増加。

（成果）

助成を受けた56団体のうち55団体が活動を継続し、うち10団体が法人化。公益性の高い事業を実施することで、よりよい地域社会の形成に効果があった。全国的に著名な活動を展開している団体もあり、活動のレベルアップにつながっている

（課題）

NPOファンドを通じたNPOの活動の周知。
NPOファンドの社会的な認知度をあげ、民間からの寄付につなげること。
受益者（NPOのサービスを受ける住民）への評価を実施すること。
継続的に事業評価を行っていくこと。

（今後の課題）

平成20年度には、県から同ファンドへの出えんが終了し、その後、5年程度の助成期間が見込まれる。基金の成果を改めて検証し、その役割を振り返るとともに、県民や事業者による今後の積極的な社会貢献活動につながるための検討が必要である。

NPO法人の情報公開及び法令遵守について

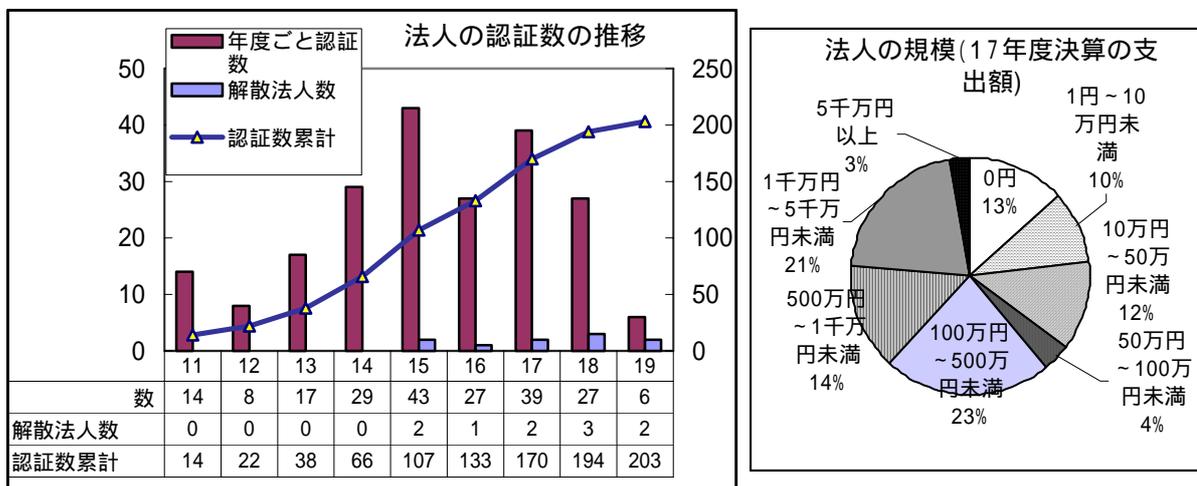
（所轄庁としての役割）

男女共同参画・NPO課は、NPO法人の設立に関する所轄庁として、設立認証に関する事務及び運営に伴う届出に関する事務、法令違反等の場合の監督等を行っている。

（県内のNPO法人の現状）

高知県のNPO法人の数は、平成11年度末の14団体から平成19年度10月末で実に14倍以上に増加した。

- ・法人数 平成19年10月末現在で203法人
- ・予算規模 団体の約4割が予算規模100万円未満である
- ・市町村ごとの設立状況 高知市に全体の5割以上が集中している



ホームページにおける情報公開

(法人の活動情報の公開)

平成 16 年 7 月に「特定非営利活動法人に関する情報公開書類」公開等規約を制定し、NPO 法人の同意に基づき、男女共同参画・NPO 課のホームページにおいて事業報告書等を公開している。法人が自ら活動情報を広く提供し市民のチェックにより団体が信頼を得るという特定非営利活動促進法の趣旨に基づき、できるだけ活動の情報を広く市民に提供することで、特定非営利活動の健全な発展を促進している。

公開団体 平成 19 年 10 月末現在 89 法人（同意を得た法人数 108/203 法人）

(ホームページを通じた情報提供)

男女共同参画・NPO 課のホームページでは、高知県社会貢献活動推進支援条例、高知県社会貢献活動支援推進計画、NPO 法関係、NPO 法人関係(NPO 法人一覧、事業報告書公開など)、NPO との協働に関する資料(協働の手引き、NPO と行政との協働推進事業など)などの掲載やNPO の活動報告会等の情報を随時提供することにより、社会貢献活動への県民の参加促進を図っている。

男女共同参画・NPO 課のHP <http://www.pref.kochi.jp/~daniyo/>

協働に対する行政の意識改革

協働事例の積み重ね

(NPO と行政との協働推進事業：NPO からの企画提案事業)

平成 16 年度からモデル事業として男女共同参画・NPO 課が実施しているこの事業は、NPO が自ら企画した事業を募集し、採択した提案を各課室が連携しNPO と協働で取組むものであり、これまでに 15 件を採択した。実施した事業の成果については、NPO と県の両者による報告会を開催し参加者ととも協働の目的や意義、課題などを共有している。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| ・16年度募集：16年度実施 3件 / 応募16件 | ・17年度実施 2件 / 応募11件 |
| ・17年度募集：17年度実施 3件 / 応募10件 | |
| ・18年度募集：18年度実施 2件 / 応募7件 | ・19年度分採択 1件(事業化せず) / 応募1件 |
| ・19年度募集：19年度実施 4件(中山間地域活性化枠1) / 応募6件 | |

(NPO からの企画提案事業の評価)

平成 18 年度まで実施したNPO からの企画提案事業の評価については、「NPO と行政との協働推進事業評価委員会」を別途設置し、NPO と関係課室を対象としてアンケート調査やヒアリング調査により、その成果や課題を明らかにした。

評価結果からは、同事業の目指す方向性は適切であり、今後も同様の事業に取り組む必要性が示されている。

(成果)

終了後も両者の関係が継続し、パートナーシップの形成において一定の成果が

現れている。
地域の課題を共有し、互いの専門性や組織の特性を活かした広がりのある事業が展開できている。

(課題)

目的を共有できるコーディネートของ仕組みが必要
双方の事業実施体制へのサポートが必要
市町村と連携していくためには、協働を理解するキーパーソンが必要
(資料9 高知県NPOと行政との協働推進事業評価報告書ダイジェスト版より)

NPOとのパートナーシップづくり

(NPOとのパートナーシップづくり事業の実施)

協働を進めるためには、NPOと行政が課題を共有し一緒に考える場が必要である。そこで、平成18年度からNPOと行政との協働推進事業の一環として、県政上の具体的な課題を県職員が提供し、NPOと意見交換する機会を提供している。

- ・18年度：5テーマについて関係課室で検討の後、NPOとの意見交換会を実施
(事業テーマ一覧は、【資料10】のとおり)
- ・19年度：15回開催の予定。庁内各課が話題を提供し、NPOと意見交換を実施

NPOと行政とをつなぐ機能の充実強化

(NPOセンターへの駐在職員の配置)

平成18年度からNPOセンターに男女共同参画・NPO課の職員が駐在し、NPOの運営や法人の設立等に関する相談を行うとともに、県課室とNPOとのパイプ役を果たしている。また、NPOセンターと連携し県内の協働事例を調査している。

職員研修の充実

(県庁職員を対象とした研修の実施)

平成13年度から職員研修を開始し、行政の仕事の見直しやNPOと県職員が協働を具体的に考える機会を提供している。

- ・15～17年度 NPOとの協働により、職員対象の研修を実施(のべ291名参加)
- ・18年度 NPO活動の成果発表会や、職員対象の勉強会を実施(99名参加)
- ・19年度 県内NPOへの短期派遣研修を実施(10名参加、8団体へ3日間)

(研修アンケートの結果)

平成14～16年度の県職員研修受講者へのアンケート調査の結果

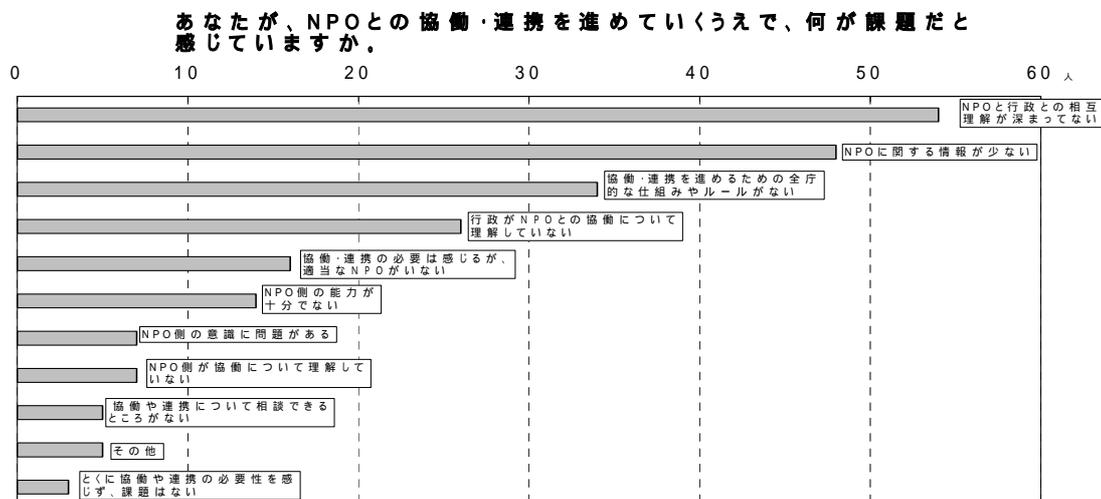
配布数 148名 回答数 66名 回収率 44.6%

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ・意識の変化 | 変わった 63% |
| ・研修後仕事に活かされたか | あまり活かされない 57% |
| ・なぜ活かされなかったか | 事業をつくる立場になかった 49% |
| ・どのような研修が必要か | 活動を知る 32% |
| ・協働において何が必要か | 手引き(方法、注意点、相手方の選択等) 34% |

平成18年度県職員研修受講者へのアンケート調査の結果

参加者 99 名中 88 名回答

- ・ 今後も研修は必要か 必要である 78%
- ・ 協働における課題は NPOとの行政との相互理解が深まってない 61%



(平成18年度県職員研修受講者へのアンケート調査の結果より)

庁内課室との連携

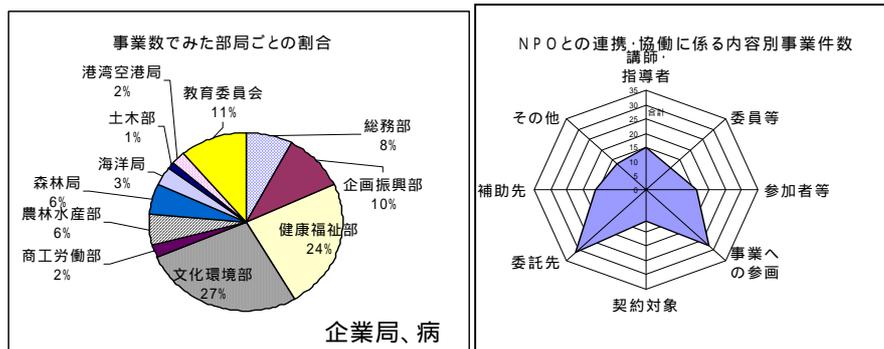
(庁内ワーキングチームによる検討)

平成16年度から19年度まで各部局企画課等の課長補佐、チーフ等で構成する「NPOと行政との協働推進ワーキングチーム」を設置し、NPOと行政との協働を進めていくための様々な方策を検討した。

- ・ 平成16年度～17年度の主な取組み
 - 県の事務事業の点検及びNPOとの協働に向けた検討
 - NPOとの協働の指針づくり
- ・ 平成18年度～19年度 of 取組み
 - NPOとの協働を推進するための全庁的な仕組みづくりについての検討
 - NPOとの協働に関する事業への参加及び協力

(平成19年度事業に関するNPOとの連携・協働調査の結果)

各課室でNPOとの連携・協働により取り組む事業やその可能性のある事業について調査したところ、調査時(平成18年12月)の該当事業数では、健康福祉部、文化環境部に集中していた。また、内容では委託先及び事業への参画が最も多かった。



NPOとの協働・連携に関する調査より【平成18年12月時点】

(市内ワーキングチームでの検討結果)

協働を進めるうえでの課題については、以下の4つが挙げられた。

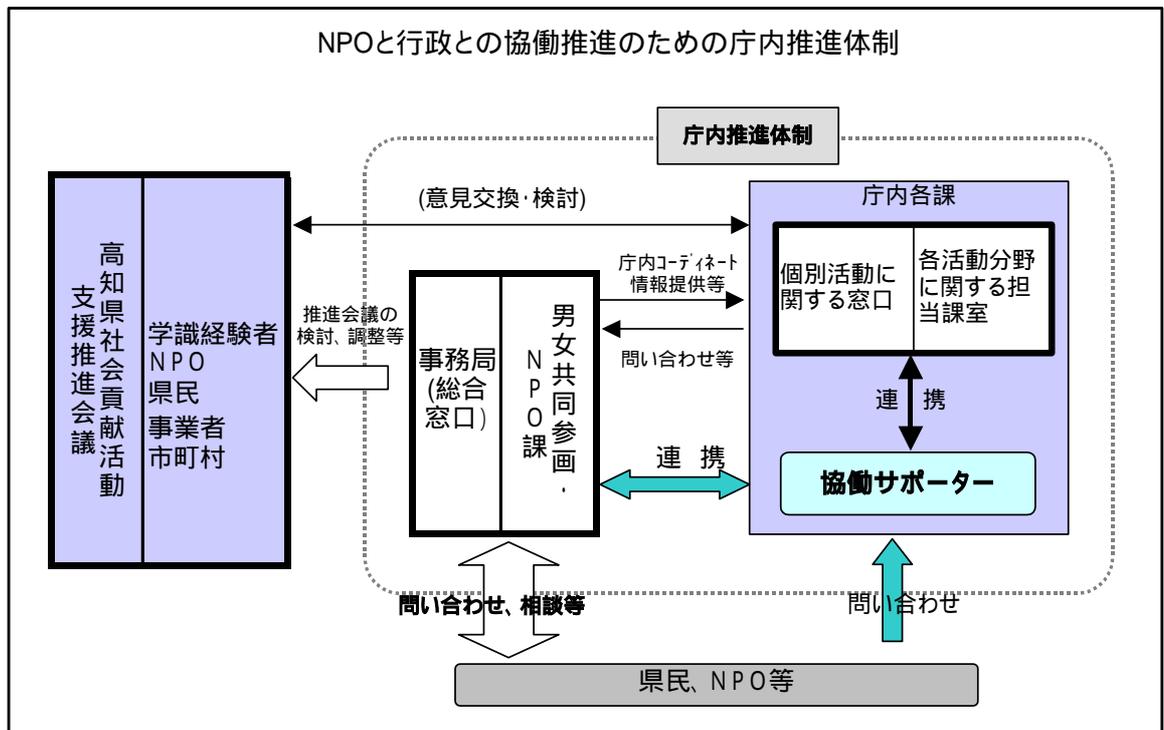
- NPOが専門性を高めること（インフラ、基盤強化）
- 情報の活用（情報の発信や提供）
- 協働の必要性やメリットの理解（理解促進）
- 日頃のつながりの積み重ね（パートナーシップづくり）

上記 及び に関しては、NPO をアウトソーシングや委託先として位置づけたときの、実施体制への不安の声や受託実績などの情報提供や品質管理の必要性などを求める意見があった。 に関しては、NPO との連携には手間がかかる現実があり、役割分担における相互理解の必要性を求める意見があった。また、県職員の NPO 活動への理解不足と意識改革の必要性、そのための研修機会を求める声が多かった。

に関する意見として、NPO と行政との連携をコーディネートする機能が必要との意見や、NPO と行政をつないでいくことが先決問題だとの意見、NPO と行政との協働は行政の横串をさす仕事であり地域の関わりも必要との意見が出された。

(協働サポーターの設置を検討)

協働推進ワーキングチームでは、協働を推進するための課題や対応策を検討した結果、市内の推進体制として、「男女共同参画・NPO課」、「各課室」、「協働サポーター」が県民や NPO の方々の窓口となり、三者が連携と課題共有を図りながら協働を推進する体制を提案している。



男女共同参画・NPO課・・・NPOに関する総合窓口

- ・ 支援策の実施状況の把握とコーディネート
- ・ 県民や行政のNPO活動への理解を促進

各課室・・・個別活動に関する窓口

- ・ 支援策の企画立案、実施など、活動の推進に必要なこと

協働サポーター・・・各部局における窓口

- ・ NPOや県民からのNPO活動に関する提案や問い合わせに関する調整
- ・ 男女共同参画・NPO課と各課室との意見及び情報の交換

・期待される効果

県民やNPOの方々が問合せ窓口の充実

庁内の横断的な連携の充実

庁内で課題を共有することによる協働への多様な展開

(3) 男女共同参画・NPO課の評価(成果と課題)

NPOへの支援

(成果)

・NPOの活動が広がった

県内のNPO法人の数はこの9年間で大きく伸び、県民の社会貢献活動への自主的、積極的な参加が展開されているといえる。

また、地域社会の多様な課題やニーズを背景に住民の自発的な活動が活性化し、地域の様々な組織を巻き込みながら、住民自治の確立へのモデル的な取組みを展開するNPOも出現している。

・NPOセンターが住民の力を向上させるための場として機能した

NPOセンターへの支援を通じて、NPOが活動しやすい環境づくりを整えてきた。そのことにより、社会貢献活動団体の基盤強化とともに、企業や行政との連携の場や住民と団体間、組織間における交流の場の創出につながった

・NPOの活動が幅広く認知されるようになった

公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドによる活動の支援や、NPO法人の情報公開、ピッピネットを通じた多様な情報の提供などから、NPOの活動は幅広く知られるようになってきている。そのことは、平成15年度に男女共同参画・NPO課が実施した調査において、県民のNPOに対する認知度が8割を超える高さを示していたことからもうかがえる。

(課題)

・実効性の高い支援の仕組みが必要

社会貢献活動団体の脆弱な基盤(財政基盤、実施体制、経験不足)への支援は引き続き必要である。そのためにはNPOの育成支援を主体的に行っているNPOセンターの事業に対する支援の継続は欠かせない。公益信託によるファンドの検討なども含め、今後いかに実効性の高い支援を行っていくかが求められる。

行政の意識改革

(成果)

・行政職員の意識は変わりつつある

モデル事業として実施してきた協働推進事業により、NPOとのパートナーシップの必要性については一定の理解が進んでいる（NPOと行政との協働推進事業最終評価報告書より「NPOと行政との協働の仕組みが必要か」との問いに「必要」と答えた割合：NPO 100%、県課室 56%）。NPOと行政との協働は、今後もますます必要性が高まるものと思われる。

また、研修機会の充実やNPOとの連携の広がりから、NPOの活動を知る機会が増加し、職員の意識も徐々に変化しつつある。

さらに、NPOセンターへの駐在職員の配置や庁内ワーキングによる全庁的に協働を推進していく仕組みづくりなどに取組んだ結果、課室間の連携を求める声も高まっており、従来のいわゆる縦割り行政の仕事の仕方を見直す意識が育ちつつあるといえる。

(課題)

・協働の具体化と横断的な連携を促す取組みが必要

社会貢献活動の促進には、社会貢献活動団体のエンパワメントとともに、行政職員の意識改革が不可欠である。

庁内に協働の必要性は一定浸透してきた（資料2 県課室に対するアンケート結果「貴課室では、社会貢献活動団体を協働の相手方として業務を実施していますか」との問いに「実施している」と答えた割合：34.5%）。しかし、NPOと関わっている状況により所属および職員の意識には温度差があると思われる。実際に所属で協働を進めるとなると、多くの職員は「研修で得たNPOや協働に関する知識が仕事に生かされていない」（平成14～16年度研修受講者のアンケート結果）、「協働可能な事業がない」（県課室を対象としたアンケート調査より）、「NPOと行政との相互理解が進んでいない」（平成18年度研修受講者）と感じており、行政職員が協働の必要性を感じつつも、具体的な取組みに十分つなげることができていない現状がうかがえる。

協働がNPOと行政とのパートナーシップに基づき推進されるには、これまでの男女共同参画・NPO課のコーディネート機能や駐在職員による橋渡しに加え、庁内の横断的な連携を促す仕組みが必要である。さらに、社会貢献活動団体との日頃のつながりを積み重ね、協働を具体化し、実践していく力を職員が培うことが重要である。

また、市町村との連携の必要性は今後ますます高まってくる。協働を進めるうえでは、地域の多様な主体をつなぐキーパーソンが必要だが、そうした人材は限られているのが現状である。今後、NPOと行政との協働による新たな公共サービスの創出には、協働を支える人づくりも重要な課題となってくる。

協働事例がまだまだ多いとはいえない中、こうした仕組みづくりやその仕組みを機能させる人づくりにおいて男女共同参画・NPO課の果たすべき役割は大きい。

2 県課室の取組み

(1) 県課室が果たしてきた役割の検証

県の各課室は、「高知県社会貢献活動支援推進計画」において個別活動における窓口として規定され、支援策を推進する主体としての役割が期待されている。

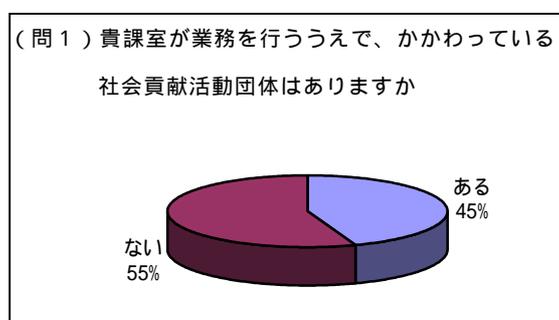
庁内課室の取組みについては、アンケート調査及び個別のヒアリング調査及び社会貢献活動団体に対するヒアリングを通してその成果を検証した。

社会貢献活動団体との関わりについて

4割以上の課室が社会貢献団体と関わりを持っている

課室全体の45%が、認可や認証、事業で社会貢献活動団体と関わっている、もしくはその予定があると回答している。

また、関わりのある団体としてはNPO(特定非営利活動法人、任意団体、ボランティア・グループ)が最も多く、全体の8割近くを占めた。



住民の自主性や自発性を引き出す形の取組みについて

住民の理解、社会貢献活動団体の活動への支援は広がった

アンケート調査では、高知県社会貢献活動支援推進計画「第4章 社会貢献活動の推進に関する支援策」に規定されている基本方針に基づき、(1)社会貢献活動の県民の理解促進(2)人づくりの促進、(3)社会貢献活動団体の育成及び活動の充実・拡大、(4)団体相互の交流、連携の推進に関する取組みの現状をたずねた。

このうち、県民の理解促進や団体の育成及び活動の充実等については、3割程度の課室が取り組んでいると回答し、人づくりの促進や団体相互の交流、連携の推進については2割程度の課室が実施していると回答した。

社会貢献活動の県民の理解促進について

県民の理解促進につながる情報の周知について、15%が支援策のみで実施し、独自の業務として取り組んでいる課室も15%であった。

具体的には、「関連する社会貢献活動団体の事業を、HPその他広報を通じて紹介している」との回答が最も多かった。

人づくりの推進について

人材の育成につながる取組みは、全体で約2割程度にとどまっている。そのうち、支援策として位置づけているものには社会貢献活動団体のリーダー等を育成する研修が多く、課室業務としては、審議会や実行委員会の委員等への登用が最も多かった。

社会貢献活動団体の育成及び活動の充実、拡大

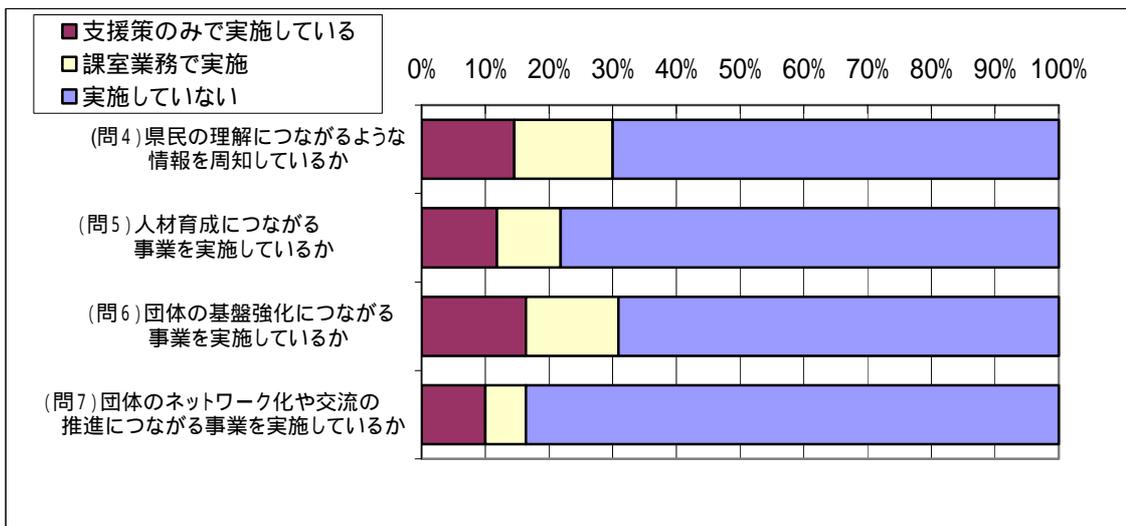
社会貢献活動団体の基盤強化に関する支援は、支援策のみで取り組んでいる課室が16%、課室業務として取り組んでいる課室が15%であった。

具体的な支援策としては、拠点の提供、補助事業や民間の助成金等の情報の提供、不要物品の提供や貸与、イベント開催時の応援などへの回答が多かった。

団体相互の交流、連携の推進

活動団体の交流や連携の促進、行政や企業との交流の促進に関する支援は、課室の2割弱である。そのうち支援策のみで実施している課室は10%、課室業務として実施している課室は6%であった。

具体的には、「出席団体の自由交流や意見交換の場・時間を設けている」との回答が多かった。



課室のヒアリング結果・・・支援のかたちは変わりつつある

特に条例や計画を意識して業務を行っているわけではないという課室がほとんどである。結果的に見て、NPOの支援につながっているというところが多い。

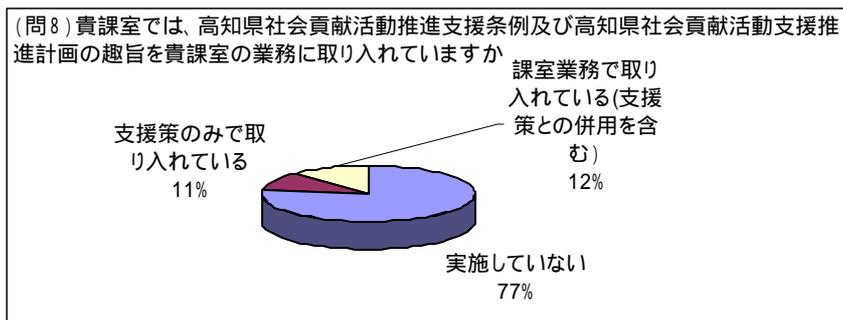
積極的な取組みとしては、課室の業務と関係する活動を行っているNPOを統括するといった、中間支援組織的な役割を果たしている課室もある。NPOの数が増え、力を付けていくことが課室の目的の達成につながるため、積極的な支援が行われている。地域支援企画員の関わりにより、地域住民が一体となった活動が発展している事例もあった。

一方、NPOへの財政的な支援は、支援策の年度別推移においても大幅に減少しているように、どの課も縮小を余儀なくされている。そのため、地縁組織や愛護団体等との連携においては、それまでの経過から職員が個人的に支援をしているケースや、継続的な協力依頼をしがたい状況も生じている。新たな取組みを展開している団体に対しては、団体の自立を前提として期間を限定した支援を行う事例も見られた。

条例及び計画に基づく社会貢献活動の推進及び社会貢献活動団体との協働について
社会貢献活動団体と行政による協働への流れが生まれた

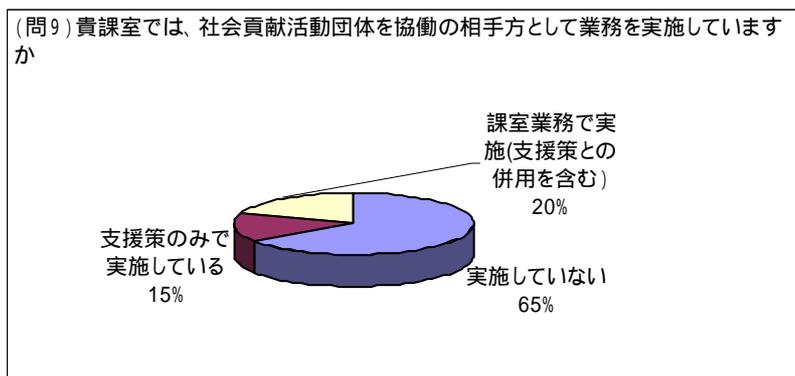
アンケート調査では、各課室の業務の実態が条例及び計画の趣旨を踏まえた取組みとなっているかどうか、また、社会貢献活動団体との協働の現状や課題についてたずねた。

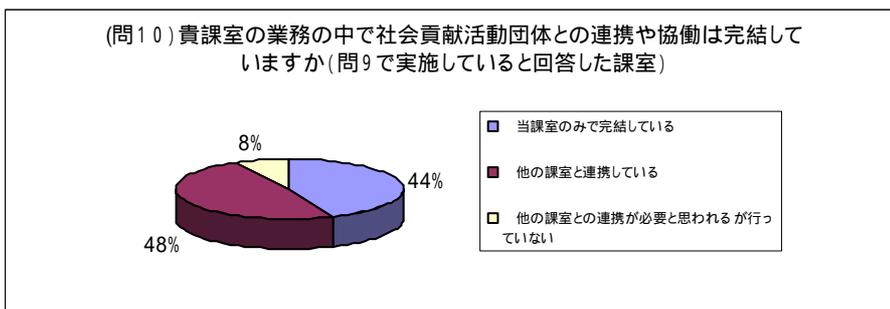
まず、「条例及び計画の趣旨を業務に取り入れているか」の問いに対しては、「取り入れている」と回答した課室は全体の23%であった。そのうち、支援策では「社会貢献活動団体の自主的な活動を尊重し、促進する支援に関することを含めている」が多く、課室業務としては「業務の目的に、県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体のパートナーシップの醸成につながる支援を含めている」との回答が最も多かった。



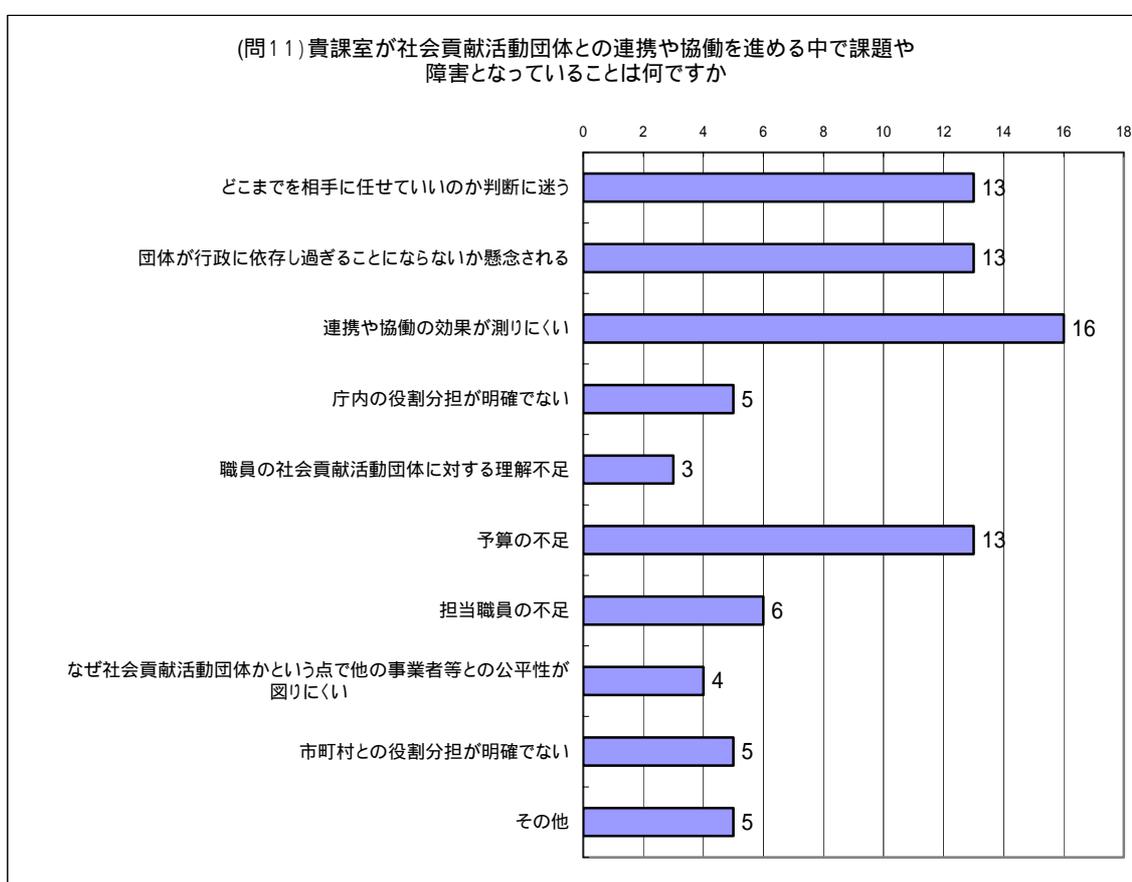
社会貢献活動団体との協働については、35%の課室から実施しているとの回答を得た。具体的には「情報や意見を継続的に提供しあっている」との回答が、支援策、課室業務ともに最多であり、次いで「委託において、意見交換をしながら相互の役割を尊重して内容を検討している」との回答が、支援策、課室業務ともに多かった。

また、協働していると回答した課室の約5割が他の課室と連携しており、「他の課室と連携が必要と思われるが行っていない」と回答した課室は1割未満にとどまった。



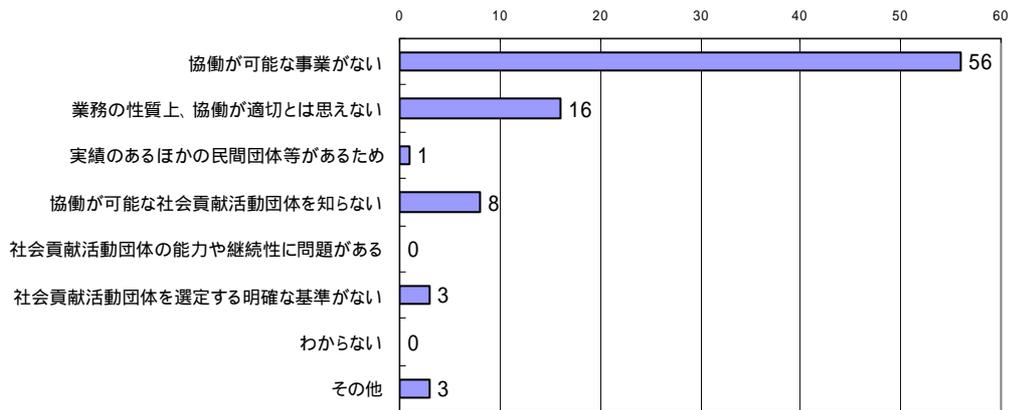


協働を実施していくうえでの課題としては「連携や協働の効果が測りにくい」との回答が最も多く、次いで「どこまでを相手に任せてよいのか判断に迷う」、「団体が行政に依存しすぎることにならないか懸念される」、「予算の不足」が並び、これら4つが回答の7割近くを占めた。



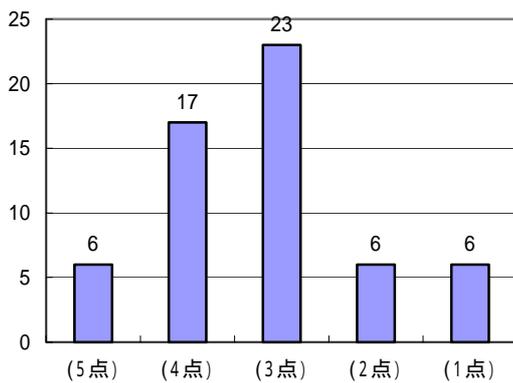
一方、協働を実施していないと回答した課室の8割近くが「協働が可能な事業がない」ことをその理由に挙げた。

(問12) 質問(9)で実施していないと回答された課室にお聞きします。実施していないのはなぜですか。



課室の自己評価

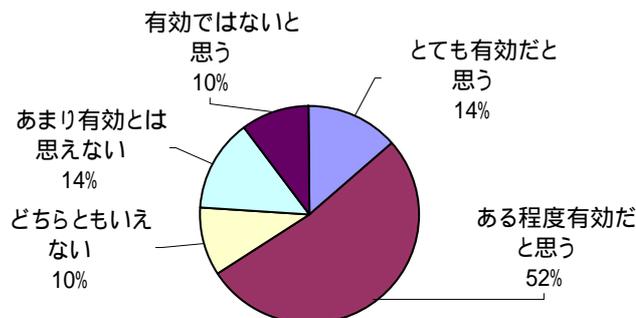
(問13) 貴課室が行っている社会貢献活動に対する支援の取り組みはどれくらい有効だと思いますか(5点満点で回答)



課室が取り組んでいる社会貢献活動団体への支援について、総合的な自己評価をたずねた結果、支援の取組みとして行っている業務では、5点満点中3点との評価が最も多く、次に4点が続いた。

また、社会貢献活動団体を相手方とする業務について、支援として有効かをたずねたところ、ある程度有効(5段階での4番目)と評価する課室が、最も多かった。

(問14) 貴課室が社会貢献活動団体を相手方として行っている業務を、社会貢献活動の推進支援としてみた場合、どれくらい有効ですか。



(2) 課室の取組みの評価(成果と課題)

成果

- ・ 課室の業務が社会貢献活動団体の支援につながっている

条例や計画の認知度は低いですが、課室の業務と社会貢献活動団体との連携は広がっている。その背景には、県の予算縮減の影響による地域のボランティア活動に期待が高まってきたことと、アウトソーシングの推進や指定管理者制度の導入などを背景とした新たな関係づくりが必要となったことも挙げられる。

また、社会貢献活動団体のヒアリングからは、地域支援企画員が、地域の課題に直接関与し、市町村や地縁組織を巻き込んで活動している姿が浮かび上がってくる。その取組みは住民自らが行動を起こすきっかけづくりにもなっており、従来の県行政としての関わりとは大きく違った新たな主体として、住民の意識を高め、活動を活性化するキーパーソンとしての役割を果たしている。

- ・ 社会貢献活動団体を協働の相手方としてとらえつつある

社会貢献活動団体との協働については、3割を超える課室から実施しているとの回答が得られた。市民活動との連携が不可欠との認識を持って取り組んでいる課室もあり、お互いが協力しあうことにより、パートナーシップの意識醸成にもつながっている。

課室のヒアリング結果・・・協働への期待とともに、その課題も見えてきた

従来からの団体のみと連携している課室は、仕事の進め方にも変化はなく、行き詰まり感を感じている。その一方、住民主体のボランティア活動の活発化を背景に、様々な団体との連携が広がっている課室もある。

また、NPOと事業を進めることで、行政には無いNPOの特性を理解し、専門性や機動力に期待する声も多く聞かれた。しかし、協働や連携を進めていく中で、NPOのミッションと課の目的との間で思いの違いがあり、合意形成をどのように取っていくべきか調整に困難を感じているケースもあった。県とNPOとの相互理解の不足やNPOの事業実施体制への不安、行政側のコスト削減意識の先行など、解決すべき様々な課題が明らかになりつつある。

課題

これまで県課室が行ってきた支援策は、予算規模で見ると、年々大幅に縮小している。その一方、住民の主体的なまちづくり活動などは活発化しつつある。こうした住民の力を効果的に引き出し、社会貢献活動の活性化につなげるためには、既存の資源をいかに活用し、取組みを展開していくかが求められている。

- ・パートナーシップの場づくりと、庁内連携のためのコーディネート機能の向上

社会貢献活動団体と何らかのつながりを持っている課室は全体の 45% に上るものの、具体的な連携や協働はまだまだ限定的である。新たな連携を機会に職員の意識変化を期待する声もあり、庁内の連携を含めパートナーシップにつながる様々な場づくりが必要である。

さらに、こうした取組みを継続させるには、県庁全体で、地域と同じ目線に立って課題を一緒に解決していく視点が欠かせないことから、今後は、庁内を横につなげるコーディネート機能の質を高める仕組みも求められる。

- ・課室と NPO センターとの連携

社会貢献活動団体の多様なニーズに対応し、県の支援策をより効果的なものとしていくには、社会貢献活動の拠点センターである NPO センターとの連携が必要である。NPO センターは、社会貢献活動団体と行政をつなぎ、情報交換やパートナーシップを結ぶ機会を創出しており、その機能を活用していくことも重要になる。また、支援においては活動を担う人材の育成が重要であるが、県課室の 8 割近くが実施していない状況にある。NPO センターは、地域活動の基礎となる人づくりにおいても、学習機会の提供や情報提供などの様々な事業を展開しており、今後、課室と NPO センターの連携は欠かせない。

- ・市町村との連携

市町村を取り巻く環境は市町村合併や人口減少、高齢化などにより大きく変化し、住民の多様なニーズに行政のみで対応していくことは困難である。こうした変化は住民の意識にも変化をもたらし、住民自ら地域の課題解決に取り組んでいく新たな地域社会づくりへの活動を生み出している。県内の社会貢献活動が活性化し新たな公の領域を生み出すには、地域住民と基礎自治体、NPO センターや地域支援企画員等が、協働を支える多様な主体として新たなつながりを築いていくことが求められる。

3 NPOセンターの取組み

(1) NPOセンターの概要

設置の目的

行政、企業とともに地域社会を支える新しいセクターとして、NPOの役割が重要視される中、NPOや県民等に対して情報の提供や人材育成、組織づくりや活動ノウハウの提供などの支援を行うとともに、NPOのネットワークや各種のデータ整備を行うなど、社会貢献活動に対する総合的な支援機関として設置。

設置の経緯

平成 10 年度	NPO支援策検討会で設置について検討
平成 11 年 5 月	設立準備会の設置
平成 11 年 8 月	センター運営委員会の設置
平成 11 年 10 月	高知県NPOセンターの開設
平成 13 年 4 月	既設の高知県ボランティアセンターと統合し、 高知県ボランティア・NPOセンター となる

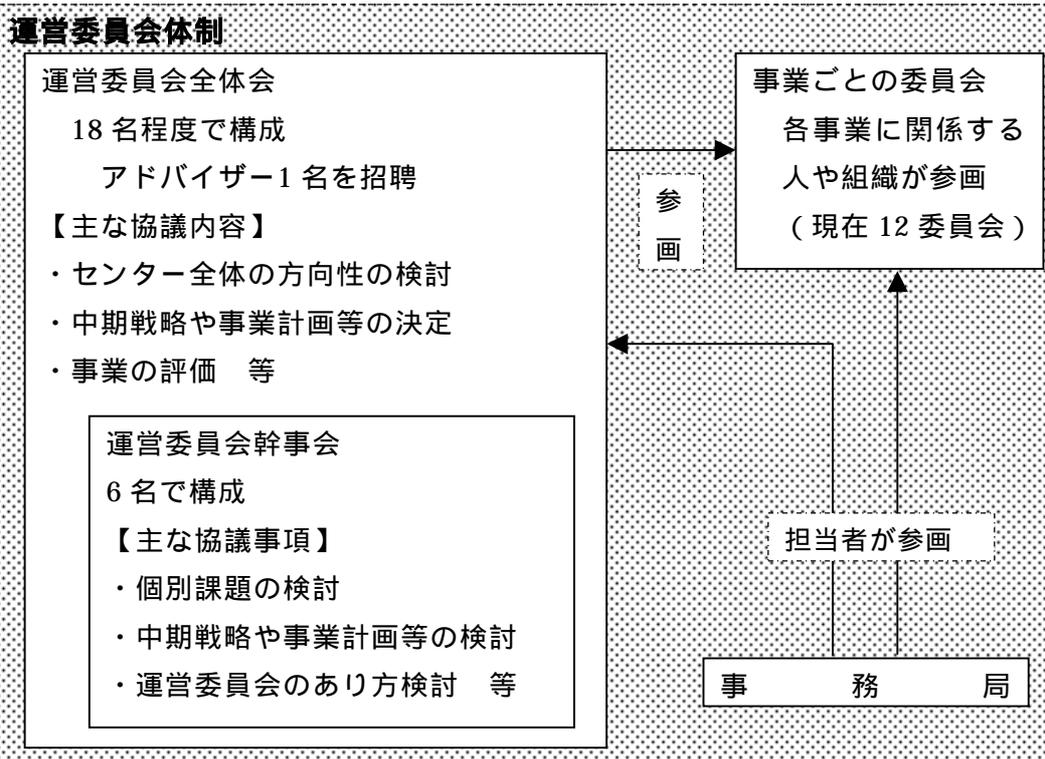
運営体制

設置、運営主体は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会である。

なお、NPOセンターの運営や具体的な事業展開については、NPO関係者等で構成する「運営委員会」における協議を踏まえて行っている。

運営委員会

NPOセンターの運営や事業展開を効果的に行うため、ボランティア、NPO関係者 18 名の委員で構成。単に意見を述べ合うだけではなく、事業の企画や運営にも関わる参画型の委員会である。



主な事業

NPO支援のために実施している事業

NPOの普及啓発	NPOのことを知ってもらうための学習会の開催や資料提供など
NPOの活動基盤強化	NPOの活動しやすい環境づくりのため、いろいろな社会資源とNPOをつなぐシステムの運用、組織運営に役立つ学習会の開催、情報提供など
NPOのネットワーキング支援	NPO相互のネットワークづくりのための支援
他セクターとの連携、協働の推進	NPOと企業、NPOと行政の交流や連携を進めるための情報交換の場の提供など

ボランティア活動推進事業として実施している事業

ボランティア活動の啓発と参加支援	ボランティア活動の必要性や魅力の啓発するためのイベント（ボランティアフェスティバル）や情報発信（ピッピネット・情報誌）など
ボランティアコーディネーション機能の向上	地域におけるボランティアコーディネーション機能向上のための体制づくり支援活動や講座の開催など
災害ボランティア活動の基盤整備	市町村単位での災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた体制づくりの支援や実践講座の開催など
福祉教育・ボランティア学習の推進	地域と学校が連携した福祉教育・ボランティア学習を推進するための支援活動や研修会の開催など

(2) NPOセンターが行う事業（機能・役割）の検証

NPOセンターの開設以降、NPO支援に関して取り組んできた事業は、以下のとおりである。（NPOセンター事業実施一覧は【資料11】のとおり）

NPO・市民活動の普及啓発

- ・NPOやNPO法、組織運営にあたって必要な基礎知識を学ぶ場として、開催しているNPO基礎講座や、市民活動の必要性やその魅力を伝え、そのきっかけづくりとなるボランティアフェスティバルの開催などを通じて、NPO・市民活動の普及啓発に努めている。
- ・特に、ボランティアフェスティバルは、毎年千人を超える一般参加者の来場と約200人からなるボランティアスタッフの参加など、市民活動のすそ野の広がりに大きな成果をあげている。

【ボランティアフェスティバル参加者数】

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
参加者概数	1,300	1,200	-	1,100	1,000	1,100	1,300	1,100

14年度はよさこいピック高知開催に伴うボランティア活動推進事業を実施

- ・このほか、インターネットによるNPOサイトとしてピッピネット（こうちボランティア・NPO情報システム）の運用を行い、NPOの団体情報、活動情報等の提供により、広く県民に情報発信を行っている。

NPOの活動基盤強化

社会的認知の醸成及び研究協議の場の提供

こうちNPOフォーラムの開催

- ・NPOに関わっている、また関心のある方が、地域や立場の違いを越えて参集し、NPOの現状や課題を確認するとともに、団体相互の交流などを通じたネットワークづくりを目的に開催している。
- ・NPOの社会的役割の確認や課題解決のあり方について、参加者がお互いに知恵を出し合って研究、協議する場となっており、NPO活動を検証し、高め合う機会として今後も必要である。

【こうちNPOフォーラム参加者数】

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
参加者数	166	170	153	169	114	114	131	124

経営・実務支援

各種講座の開催

- ・組織運営に必要な会計、税務、労務などの講座を毎年開催している。
- ・講座の内容も、当初はパソコン操作の基礎的なものであったが、最近は会計・税務など組織運営の実務に役立つ内容のものが多くなっている。
- ・また、ブログ作成やプレゼンテーションに関する講座など、NPOの情報発信や人材・資金確保に役立つものも行ってきた。
- ・NPOの経営に関わる者を対象に、具体的事例から経営のあり方を研究、学習する「NPO経営塾」を開校し、NPOの経営力強化につなげている。
- ・NPOが安定性と透明性を持って活動するためには、日常の組織経営や事務処理のノウハウが必要であり、このような学習の場を提供することは今後とも必要である。

各種相談対応

- ・NPO組織づくり、法人格取得や組織運営などの相談に応じ、必要なサポートを実施している。
- ・税理士などの専門家を招いて実務面での個別相談も実施しており、NPOの経営力を高めることに活かされている。

人材確保支援

- ・組織の安定や成長のためには人材の確保が必要であるため、ボランティア活動希望者とNPOのマッチングの場として、ボランティアガイダンスを開催しているほか、窓口における活動希望者からの相談に対し、随時、団体紹介を行っている。
- ・地域におけるボランティアセンター（市町村社協）の機能向上を支援し、市町

村単位で円滑にボランティア募集やマッチングができる仕組みづくりも支援している。

- ・ 今後は、団塊の世代を含めた活動潜在層や専門家をNPOの活動につなげるための取組みがより一層必要である。

資金確保支援

- ・ 多くのNPOが組織運営面で頭を悩ませているのが運営資金の確保である。このため、随時助成金情報の提供を行っているほか、平成16年度にはNPOセンター独自の基金を創設した。
- ・ NPOの活動が多様化する中で、NPOが目指すべき理想的な姿をテーマ設定して支援するNPOセンターの特性を活かした基金の役割は重要である。

場所の提供

- ・ 自前の活動拠点を持たないNPOが多いなか、会議や打合せで利用できる会議室の確保も活動を行ううえで重要な事項である。NPOセンターでは、高知市内に「NPO会議室」を設置し、無料で貸し出しを行っており、毎年度多くのNPOが利用するなど、NPO活動の活性化に寄与している。

【NPO会議室の利用件数】

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
利用団体数	237	261	164	184	183	177	178	111
利用者数	2,796	2,405	1,631	1,658	1,967	1,768	1,794	942

平成19年度は10月末日現在

NPOのネットワーキング支援

- ・ NPO相互のネットワークづくりもNPO活動の広がりや活性化を図るためには必要である。
- ・ 西部地域の活動基盤強化のため、高知県西部NPO支援ネットワークの設立に支援を行ったほか、有償移動サービスを行うNPO等の連携促進のため、「高知の移動サービスを考える会」の設立支援を行った。現在は東部地域におけるネットワーク推進のため、意見交換会等を開催するなど、県下のNPOの連携促進に努めている。

他セクターとの連携、協働の推進

行政との協働

- ・ これまで、行政との協働のあり方についての調査研究や、事例を通して「協働」を学ぶ場の設定など、「行政との協働」を推進するための取組みを進めてきた。
- ・ その目的は、「協働＝事業委託（またはアウトソーシング）＝安上がり」という誤解を正し、その本質を理解することである。
- ・ 「行政とNPOとの協働」を進めていくには、より住民に近い市町村の役割が大きい。そのため、協働事例の創出に向けたプロセスや環境整備を通じて市町村の意識改革を促す支援を進めている。
- ・ 「NPOと行政の連携・協働事例集」の発行などにより、行政職員の理解促進にも努めている。

企業との協働

- ・企業の社会貢献活動の支援やNPOとの連携を促進するための企業市民セミナーを開催しているほか、企業の物品等の資源をNPOの活動に活かすため、企業・NPO資源循環システムの運用を行うなどの取組みを進めてきている。
- ・「企業・NPOパートナーシップ情報」を発行し、企業の社会貢献活動や企業とNPOのパートナーシップの必要性を啓発するとともに、魅力ある社会貢献活動を行っている多くの地元企業を広く地域社会に紹介してきた。

協働プラットフォーム的な場の提供

- ・NPO、行政、企業、大学等の多様な人や組織が集まり、コラボレーションのきっかけとなる場として「地域づくり仕掛け人市」を開催し、組織同士をつなぐ大きな役割を果たしている。

(3) NPOセンターの取組みの評価(成果と課題)

各種のNPO支援策の成果

- ・NPO法人数は年々増加し、平成19年10月末現在で203法人となっている。また、ピピネット登録の団体数も423団体(平成19年10末日現在)となるなど、NPO活動、市民活動の広がりの中で大きな役割を果たしている。

【ピピネット登録団体数】

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
登録団体数	309	334	361	372	376	426	413	423

各年度末の登録団体数、平成19年度は10末日現在

- ・目的を絞った各種講座の実施や、きめ細かな相談体制の整備は、NPOが安定性と透明性を持った組織運営を行ううえで必要不可欠なものであり、NPOの活動基盤の強化につながっている。
- ・NPO同士の連携という点では、西部地域、東部地域におけるネットワークづくりにこれまで中心的な役割を果たすとともに、「地域づくり仕掛け人市」等の開催により多様な人や組織の繋がり場を創出・提供している。
- ・行政との協働に関する調査研究やセミナーの開催を通して、「協働」の意義や必要性を考える機会を設けてきた結果、行政側にも「協働」の意識が徐々にではあるが浸透し、各地でさまざまな協働事例が生まれるきっかけとなっている。
- ・企業とNPOとの協働は、高知県経営者協会、特定非営利活動法人NPO高知市民会議、NPOセンターで構成される「企業・NPOパートナーシップ委員会」において取り組まれてきた。
- ・NPOセンターは、事務局としてこの委員会を担うことで企業とNPOの協働による社会貢献活動を推進している。「企業市民セミナー」の開催や「企業・NPO資源循環システム」の開発・運用など、企業による社会貢献活動の場を広く創出すると同時に魅力的な社会貢献活動を行っている多くの地元企業を広く地域社会に紹介することで、企業の社会貢献活動とNPOとの連携に貢献している。
- ・このように、社会貢献活動拠点センターとして位置づけられるNPOセンターが

行う各種の事業は、社会貢献活動団体にとどまらず広く社会貢献活動の育成支援につながっている。

課題

- ・ N P O の組織運営、活動の基盤は脆弱で、未だにさまざまな課題を抱えているため、引き続き組織基盤強化のための取組みが必要である。
- ・ N P O と県との協働については、職員の意識改革が進んできたという面で一定の成果が見られるが、N P O センターが持つさまざまな機能を生かすためにも、今後は各課室が行う支援策に対して、N P O センターが直接的に関わる必要がある。そのためには男女共同参画・N P O 課と連携した、庁内への積極的なアピールが求められている。
- ・ N P O と市町村との協働については、やる気のある市町村に積極的に関わることで、具体的な成功事例の創出につなげる支援にも力を入れていく必要がある。
- ・ 企業とN P O との協働による社会貢献活動をさらに推進するために、今後もN P O センターの役割は欠かせない。しかし、高知県経営者協会を中心に進められている企業の社会貢献活動を支援する体制のみでは十分とはいえず、県として支援体制を強化することに力を入れていく必要がある。

(4) 今後求められる役割

事業の内容について

N P O センターにおける各種の事業については、運営委員会において毎年評価され、その評価に基づいて改善等が行われる中で展開されていることから、今後も同様の方針で事業が行われることが望ましい。

現在、運営委員会において今後重点的に取り組むべきとされている事業は次のとおりである。

重点事業

市民のチカラを生かすN P O 組織基盤の強化支援

- ・ 市民、専門家をつなぐ仕組みの効果的運用
ボランティアや専門家をN P O につなぐためのガイダンスの開催や仲介機能の強化
- ・ 組織を活かす資金確保の支援
こうちボランティア・N P O 支援基金への寄附促進
公的資金、助成財団資金の有効活用支援
- ・ 組織運営強化のための学びの支援
N P O 経営のあり方を実践的に学び、研究する「N P O 経営塾」の定期開催
市民活動のチカラが発揮できる協働の支援及びコーディネーション
- ・ 多様な人、組織が出会える場の内容充実
「地域づくり仕掛け人市」の開催
- ・ 共通の課題解決に向けた協働事例の集中的支援
相談対応や仕掛け人市から生まれる事例創出及び集中的支援

- ・市民力を活かすための協働の支援
市町村とNPOの先駆的な協働事例創出
- ・南海地震に備える災害ボランティアコーディネーション体制づくり
災害ボランティアセンターの設立支援

NPOセンター運営について

人材の確保・育成

- ・設置及び運営主体は社会福祉法人高知県社会福祉協議会のため、スタッフも同法人の職員であり、組織内での人事異動もある。
- ・ボランティアセンター部門の事業も含め、NPOセンターの事業量は、年々増大しており、現行スタッフに掛かる負担も大きくなっている。
- ・現在の事業展開はベテランの職員の力によるところが大きいですが、今後も安定的に一定水準の事業内容を維持するためには、後継職員の育成に力を入れる必要がある。
- ・また、事業の実施について、NPOセンターのスタッフがすべて関わるのではなく、外部に事業ボランティアなどを確保することも必要であると思われる。

NPOセンターとして今後期待される機能

- ・これまでのNPOに関係する事業展開の実績などから蓄積されたノウハウを生かし、NPOに関係する調査研究、政策提言を行うことも、NPOセンターとしての価値を高めることにつながるのではないかと。
- ・そのための、人材の育成や確保も必要である。

評価結果の総括

(1) 各評価委員の意見

上田健作委員

『地域開発力』の強化に向けて

地域社会の発展を推進する上で、住民の自発的かつ主体的な力を活かすということが、今後ますます重要になってくる。

高知県は、おそらく、その人口に比して非営利団体（NPO 法人と任意団体を含めた）の数が多くあると考えられる。もちろん、非営利団体の活動は、住民主体の地域社会づくり活動の一部に過ぎないから、高知県における県民の潜在力はもっと大きいといえる。この潜在的力をより一層発揮させる環境の充実が、高知県という地域社会の発展にとって不可欠であることは言うまでもないだろう。

「高知県社会貢献活動推進条例」ならびに「高知県社会貢献活動推進支援計画」が策定・施行されておよそ 10 年、県行政や NPO 界など県民各層の鋭意によって、県民主体の地域社会づくりの活動は着実に前進してきたと言える。それらの活動を基盤として、非営利組織など市民活動団体と行政が協働（コラボレーション）して地域社会づくりを行う「新たな公共」の担い方が出現してきており、また多くの県課室がそれらの団体との協働によってその事業を推進するようになってきている。特に、市町村における社会貢献活動の推進ならびに市町村行政と市民活動の協働を推進する上で地域支援企画員のコーディネーターとしての役割には特筆すべきものがある。さらに、非営利組織活動の啓発およびその発展を多面的に支援する高知県ボランティア・NPO センターの役割は、今後の社会貢献活動推進において不可欠なものになっている。

この 10 年の活動を通じて、主体的に地域社会づくりを担うという県民の意識、それらの主体的エネルギーを活かし、かつそれらとの協働によって行政活動の質を高めようとする県職員の意識は着実に高まってきた。しかし、その到達点は、われわれが目指す地点から比べると、ようやく地ならしができた段階に過ぎないと言える。

本評価を通じて明らかになった課題を解決して、社会貢献活動をより充実したものにし、さらに「新たな公共」の担い方を実現するための次の推進計画の策定が望まれる。それは、おそらく「地域力開発」政策といえるものにならなければならないだろう。

内田純一委員

「協働」の質は向上したか

子育て、環境、健康、福祉、地域づくりなど、今日、住民生活の現実に立った社会貢献活動の広がりが見られることは、本来の担い手である住民自身が、「公共」の真の意味を問いながら、新しい公共空間を再構築している姿にほかならない。こうした姿の現れ自体が、「高知県社会貢献活動支援推進計画」の成果の一つと言えるだろう。

とはいえ、今回の調査・評価活動を通して気になったのは、このような社会貢献活動の広がり一方で、こうした活動と行政との「協働」の内実に関しては、十分な深まりがないままにきているということである。「官から民へ」の潮流のなかで、「そして公へ」という部分についての人々の意欲や実践力が立ち後れているように感じた。

一般に協働の過程は、それまで距離をとることによって自己を保ってきた他者同士を限りなく接近させるため、必ずといっていいほど、ぶつかり合い・対立を発生させる。しかし、そのぶつかり合いを通して、それまでの自己の姿が見えてくることも少なくない。共通の課題を協働によって解決することで仲間という関係が生じるとすれば、そこには仲間とともに生きる自己が見いだされる。この意味で、行政が社会貢献活動と協働するという事は、公共の真の意味を模索する社会貢献活動とある種のぶつかり合いを通して、自らの働きかけを不断に振り返り、日々の仕事のありようを住民とともに生きる「新しい公務」へと変えていくこと、その方向が見えてくることでなければならない。社会貢献活動においても、地域において公共性を実現する主体として活動をするということは、地域のガバナンスの一端を担う機能を果たしていることであり、地域の住民と共に生きる新たな公共空間の創出をめざして、自らの活動を省察し、質の高い支援を行政から引き出す力量を獲得していく協働の姿が求められるだろう。

地域の人々の信頼関係に基づく連携や絆（ソーシャルキャピタル）を醸成する協働の取り組みは、それを自覚的に組織する人々を不可欠としており、そのような人々は、組織内外の諸対立を乗り越える見通しを理論的・実践的な学習（経験）によって獲得する努力の成果として生まれている。そしてそこには、そのような学習を援助するリーダーシップの介在を見いだすことができる。人が伸びる組織は、人を伸ばすことのできる教育的機能を内に持っているのである。その意味で、少なくとも住民の暮らしを支える自治体職員は、必然的に協働の取り組みを担える力量をもっていくことが求められるとともに、そうした職員の意図的な学習実践を多方面から援助する内側の機能（現在のところ「男女共同参画・NPO課」）を全庁的により充実させ、「協働」の質を向上させていくことが必要である。

内田洋子委員

仕事を拓こう 次の10年のために

推進計画の評価をする中で、民間の非営利活動団体（NPO）のスタッフから活動状況をヒアリングする機会に恵まれた。平成11年度の策定時から10年目を目の前とした今、NPOに関わることが、特異なことではなくなったことをひしひしと感じた。

まず、顕著なのは、ボランティアを自分の生活スタイルの中で行おうとする人がふえてきたということである。しかも、組織活動により、自分の能力、可能性を發揮し、社会的な力となることを目的とする市民が増えてきた。すなわち、個人の思いを社会化できるのは組織であるということに体験的に気付いた市民が増えてきた

ということである。したがって、「お客さん」ではなく、活動のスタッフ側に立つことに充実感を得るようになってきている。このような動きは、個人が自覚する・しないに関わらず、明らかに「新しい公共」「新しい自治」へのかかわりであり、今後の市民社会の方向性をしめすものと期待される。

そういった意味でも、NPOは社会的に重要な役割を担っており、地域に健全なNPOを育てる取組みを今後も続けていくことが高知県にとっても大切であると考えられる。

しかし、NPOは可能性を秘めているものの、まだまだ緒についたばかりで、行政・企業とは比べようもなく資金面や人材面で弱い体制であることにはかわりがない。それは各セクターとの協働事業を実施する上で、少なからずネックになっているだけでなく、NPOの組織運営とその活動を継続していくための弱点となっている。

したがって、今後の支援策へのポイントは3つある。一つは、NPOの弱点克服のための直接的な支援である。今後もファンドの継続や県民税の優遇措置などの資金面での支援や組織運営や活動のためのスキルアップを支援する策を引き続き講じていくことが必要と思われる。

二つ目は、高知県職員のNPOに対する意識の向上を図ることである。これまで実施した研修事業では、職員の意識は一定の変化を見ることができた。しかし、個々の仕事で活かしていくためには、NPOを知ることがまず重要である。その上で、支援や連携・協働のあり方を得てもらいたいものである。そのためには、自らの仕事をその上位目標に照らし合わせて事業の内容を検討しなおすという作業も必要と思われる。

三つ目は、県民・NPOと県、県の各課同士を連携できる部署の設置である。県民やNPOの活動は、複数の分野が関連しているケースが多く、庁内の横のつながりが大変重要となる。縦割りを越える協働の仕組みをつくることが、NPOの活動が行政に合わせた縦割り活動にならず、県民に対して効果・成果を高めていく重要な支援策でもあると考える。

これまで、高知県におけるNPOへの支援は、様々な角度から取り組んでこられてきており、一定の成果をあげてきた。そして、これからの10年を考えると、県民が新たな公共の担い手になるため、成熟期にむけてのNPO支援方策を採られることを望みたい。

(2) 総括意見

推進計画に基づいて実施された社会貢献活動推進施策は、この10年間、質量ともに進化を遂げている。前半5年間は、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行にともない、NPO活動の普及・啓発に力が注がれた。その結果、NPO法人と任意団体を含めたNPO活動の数は確実に増加し、全国的に見ても高い水準のNPO活動数を実現するに至っている。

後半5年間は、社会貢献活動の質的向上に力点を置いた推進支援策が様々な形で実施されてきた。NPOと行政の協働推進事業は、NPOと行政とのパートナーシップによる「新たな公共」の担い方を創出していく意欲的な試みの一つである。また、NPOセンターが、平成18年度から取り組みを開始した、「NPO経営塾」は、NPOを十分な経営力を持った真のパートナーに成長させていく取り組みである。

これらの事例からもわかるように、社会貢献活動推進支援策は、活動の量の拡大から質の向上へとその重点を移してきている。これは、高知県における社会貢献活動の発展を背景にしているものである。この10年間における社会貢献活動の発展から、ようやく、「新たな公共」を担う市民の側における主体の存在が、形となって見えてきたといえる。

他方、これらの発展に歩をあわせて、高知県行政においても、大きな変化が見られる。多くの県課室が、社会貢献活動団体との協働を志向して業務を推進するようになってきたことである。

これらの動きを止めることなく、さらに発展させるならば、高知県が抱える様々な地域課題を解決する展望を切り開く可能性が見えてくるだろう。そのためには、推進支援計画を、単に社会貢献活動の「量を増やし」「質を高める」ための計画から、さらに一歩進めて高知県の「地域力」開発を推進する計画へと展開させる必要があると考える。すなわち、社会貢献活動の量質の拡大をベースに、そこから生まれるエネルギーを「新たな公共」活動の創出へと結びつけていく計画の具体化が次に求められているということである。